

第36回 高知県渋滞対策協議会

日 時：令和8年3月11日（水）13：30～
場 所：土佐国道事務所 1階 会議室（WEB 併用）

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議長挨拶（土佐国道事務所長）
3. 議 事
 - （1）これまでの経緯
 - （2）主要渋滞箇所特定解除の検討
 - （3）脱炭素基本方針に伴う目標設定
 - （4）道路利用者団体との連携強化
 - （5）観光渋滞
 - （6）災害時交通マネジメント
4. 閉 会

配布資料

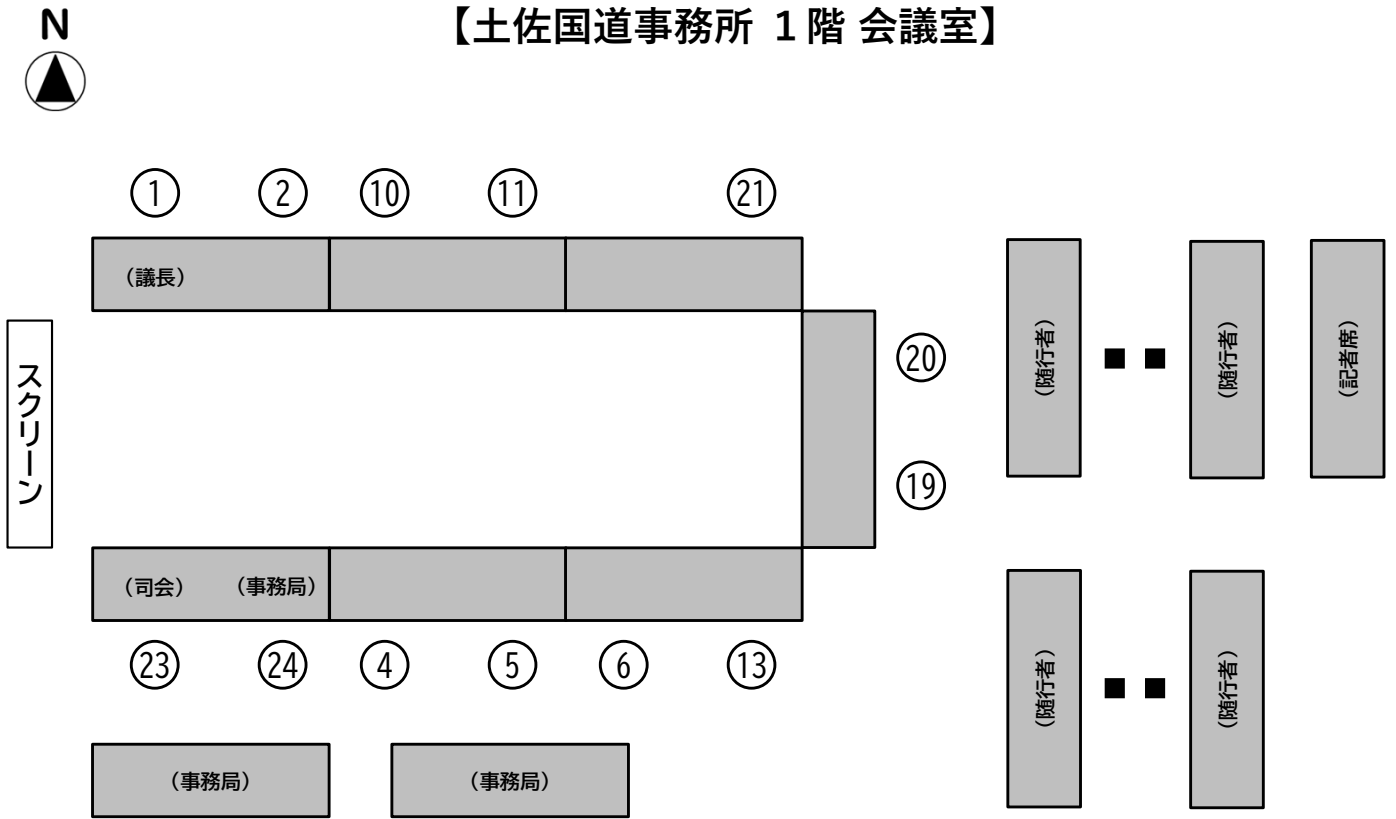
1. 議事次第
2. 出席者名簿
3. 配席図
4. 高知県渋滞対策協議会規約
5. 第36回高知県渋滞対策協議会説明資料
6. 第36回高知県渋滞対策協議会参考資料

第36回 高知県渋滞対策協議会 出席者名簿

協議会	職名	備考
議長	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 所長	
委員	高知工科大学 システム工学群 教授	
委員	高知大学 次世代地域創造センター 准教授	
委員	国土交通省四国地方整備局道路部 道路計画課長	
委員	国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所 副所長	
委員	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官	
委員	高知県土木部都市計画課 都市計画課長	代理：チーフ(市街地整備担当)
委員	高知県土木部道路課 道路課長	代理：チーフ(県道担当)
委員	高知県総合企画部交通運輸政策課 交通運輸政策課長	欠席
委員	高知県警察本部交通規制課 交通規制課長	
委員	高知県警察本部交通指導課 交通指導課長	
委員	高知市都市建設部道路整備課 道路整備課長	欠席
委員	高知市都市建設部都市計画課 都市計画課長	代理：課長補佐
委員	高知市政策企画部交通戦略課 交通戦略課長	欠席
委員	安芸市建設課 建設課長	欠席
委員	須崎市建設課 建設課長	欠席
委員	四万十市まちづくり課 まちづくり課長	
委員	いの町土木課 土木課長	欠席
委員	西日本高速道路(株)四国支社企画調整課 企画調整課長	
委員	西日本高速道路(株)四国支社高知高速道路事務所 所長	代理：副所長
オブ ザーバー	高知県道路利用者会議 会長	代理：常任理事
オブ ザーバー	とさでん交通(株)電車事業部 電車企画課長	欠席

第36回高知県渋滞対策協議会 配席図

【土佐国道事務所 1階 会議室】



番号	職名	備考
1	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 所長	
2	高知工科大学 システム工学群 教授	
3	高知大学 次世代地域創造センター 准教授	WEB
4	国土交通省四国地方整備局道路部 道路計画課長	
5	国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所 副所長	
6	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官	
7	高知県土木部都市計画課 市街地整備担当チーフ	代理、WEB
8	高知県土木部道路課 県道担当チーフ	代理、WEB
9	高知県総合企画部交通運輸政策課 交通運輸政策課長	欠席
10	高知県警察本部交通規制課 交通規制課長	
11	高知県警察本部交通指導課 交通指導課長	
12	高知市都市建設部道路整備課 道路整備課長	欠席
13	高知市都市建設部都市計画課 課長補佐	代理
14	高知市政策企画部交通戦略課 交通戦略課長	欠席
15	安芸市建設課 建設課長	欠席
16	須崎市建設課 建設課長	欠席
17	四万十市まちづくり課 まちづくり課長	WEB
18	いの町土木課 土木課長	欠席
19	西日本高速道路(株)四国支社企画調整課 企画調整課長	
20	西日本高速道路(株)四国支社高知高速道路事務所 副所長	代理
21	高知県道路利用者会議 常任理事	代理
22	とさでん交通(株)電車事業部 電車企画課長	欠席
23	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 副所長(改築)	司会
24	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 計画課長	事務局

高知県渋滞対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、高知県渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、高知県における交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画と新たに輸送効率の向上や、交通需要の時間的平準化等の交通需要マネジメント施策及び、公共交通機関の再編成等のマルチモーダル施策を併せて行い、公表するとともに渋滞対策を推進する。また、災害発生時において被災状況を踏まえた交通マネジメントを行う。

(整理事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 渋滞箇所とその原因の把握
- (2) 渋滞対策に関する意見調整
- (3) 渋滞対策の策定及び公表
- (4) 策定した渋滞対策のフォローアップ
- (5) その他

(構成)

第4条 協議会は、学識者、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所、土佐国道事務所、国土交通省四国運輸局高知運輸支局、高知県警察、高知県、安芸市、高知市、須崎市、四万十市、いの町、西日本高速道路(株)及び議長が必要と認める機関の職により構成するものとし、別表に定める者をもってあてる。

(協議会)

第5条 協議会には議長を置き、議長は国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長とする。

- 2 議長は、協議会を統括し、協議会を招集する。
- 3 議長に事故等があるときは、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ議長が指名するものを委員として参加させることができる。

(部会・ワーキング)

第6条 渋滞対策に関する特定の課題を検討するための部会・ワーキングを設置することができる。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所計画課、高知県土木部都市計画課、道路課に置く。

(オブザーバー)

第8条 協議会に、オブザーバーを置くものとする。オブザーバーは、高知県道路利用者会議及びとさでん交通(株)の職により構成するもののほか、議長が指名するものをオブザーバーとして参加させることができる。

(中立性)

第9条 議長、委員(以下「委員等」という)は、委員会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

(細則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成5年6月30日から施行する。

この規約は、平成6年8月12日から施行する。

この規約は、平成9年8月26日から施行する。

この規約は、平成15年9月22日から施行する。

この規約は、平成17年10月31日から施行する。

この規約は、平成21年7月28日から施行する。

この規約は、平成24年7月13日から施行する。

この規約は、平成27年3月25日から施行する。

この規約は、平成27年9月29日から施行する。

この規約は、平成27年12月9日から施行する。

この規約は、平成29年8月3日から施行する。

この規約は、平成30年3月8日から施行する。

この規約は、平成30年9月11日から施行する。

この規約は、平成31年3月19日から施行する。

この規約は、令和元年8月26日から施行する。

この規約は、令和2年3月3日から施行する。

この規約は、令和2年8月31日から施行する。

この規約は、令和4年7月11日から施行する。

この規約は、令和6年3月15日から施行する。

この規約は、令和6年7月12日から施行する。

この規約は、令和7年7月10日から施行する。

高知県渋滞対策協議会 委員名簿

協議会	職名
議長	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 所長
委員	高知工科大学 システム工学群 教授
委員	高知大学 次世代地域創造センター 准教授
委員	国土交通省四国地方整備局道路部 道路計画課長
委員	国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所 副所長
委員	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	高知県土木部都市計画課 都市計画課長
委員	高知県土木部道路課 道路課長
委員	高知県総合企画部交通運輸政策課 交通運輸政策課長
委員	高知県警察本部交通規制課 交通規制課長
委員	高知県警察本部交通指導課 交通指導課長
委員	高知市都市建設部道路整備課 道路整備課長
委員	高知市都市建設部都市計画課 都市計画課長
委員	高知市政策企画部交通戦略課 交通戦略課長
委員	安芸市建設課 建設課長
委員	須崎市建設課 建設課長
委員	四万十市まちづくり課 まちづくり課長
委員	いの町土木課 土木課長
委員	西日本高速道路(株)四国支社企画調整課 企画調整課長
委員	西日本高速道路(株)四国支社高知高速道路事務所 所長
オブザーバー	高知県道路利用者会議 会長
オブザーバー	とさでん交通(株)電車事業部 電車企画課長

第36回高知県渋滞対策協議会 説明資料

令和8年3月11日（水）

高知県渋滞対策協議会

これまでの経緯

平成24年度

主要渋滞箇所の公表※

※平成25年1月25日

一般道路（高知県内）62箇所

高速道路（四国4県）13箇所（うち高知県内1箇所）

平成25年度

令和6年度

マネジメントサイクルの実施

第18回協議会(H28.07.13) 1箇所特定解除(ヤ・シィパーク前交差点)

第19回協議会(H29.08.03) 2箇所特定解除

(中山電停前交差点、仁淀川橋東詰交差点)

第23回協議会(R01.08.26) 観光地渋滞対策にて新たにリアルタイム情報提供を開始

第25回協議会(R02.08.31) 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言による交通変動の分析結果と高知県内での影響を報告

第28回協議会(R04.03.11) 国道32号「はりやま橋～県庁前区間(西行)」の車線運用変更について、令和4年2月に一部区間を先行的に運用を開始

第32回協議会(R06.03.15) 6箇所※特定解除
(一般道5箇所(1区間含む)、高速道路1箇所)

※サニーアクシスの店前、鳴谷電停前、いの署入口、土佐市バイパス西口、サニーマート神田店前、須崎道路(須崎東～須崎中央)

第34回協議会(R07.02.28) 4箇所※特定解除

※南国バイパス美術館通り、筆山トンネル東口、棧橋通5丁目電停前、新五台山橋北西詰

マネジメントサイクルの実施

- これまでの経緯
- 主要渋滞箇所特定解除の検討
- 最新交通データによる渋滞状況検証
- ピンポイント渋滞対策
- 道路利用者団体との連携強化
- 観光渋滞
- 令和7年度のスケジュール

令和7年7月10日 第35回協議会

令和7年度

マネジメントサイクルの実施

- これまでの経緯
- 主要渋滞箇所特定解除の検討
- 脱炭素基本方針に伴う目標設定
- 道路利用者団体との連携強化
- 観光渋滞
- 災害時交通マネジメント

令和8年3月11日

第36回協議会

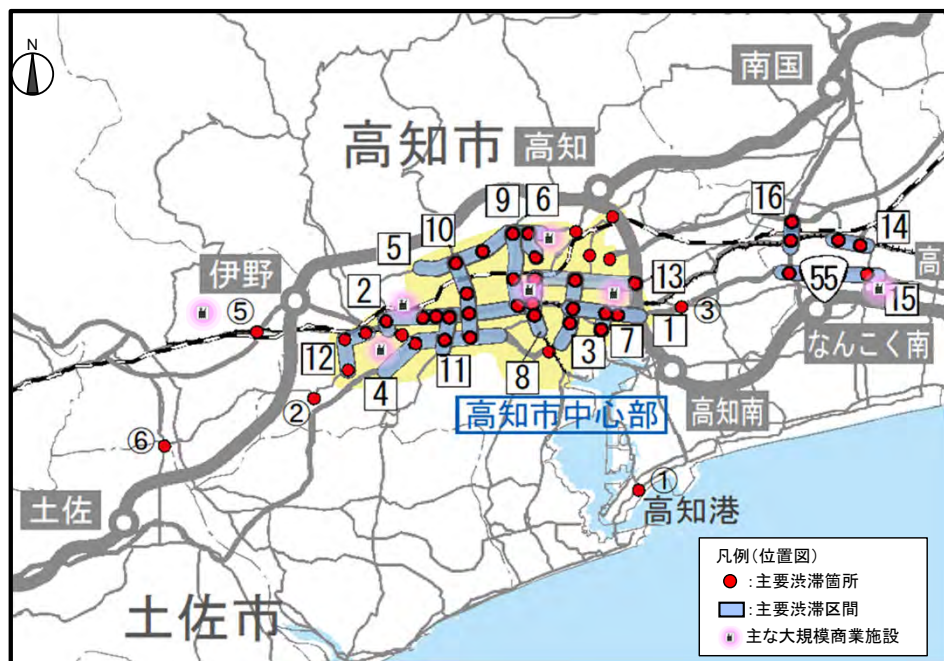
本日の議題

次回以降

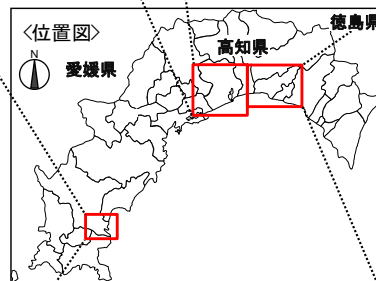
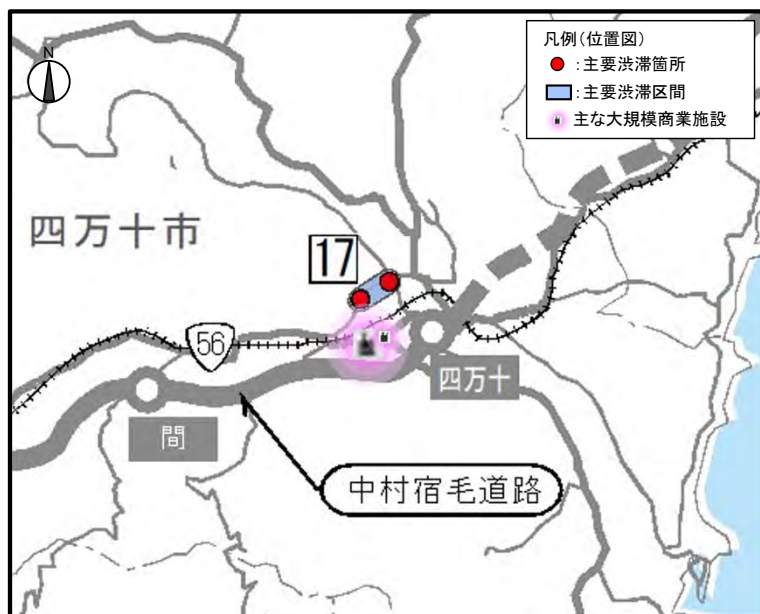
マネジメントサイクルによる継続的な取組の実施

これまでの経緯 ～主要渋滞箇所数（令和8年3月時点）～

■令和8年3月時点で主要渋滞箇所は50箇所。



地域	主要渋滞箇所数(箇所)			これまでの特定解除箇所
	対策事業実施中及び完了箇所	対策事業検討中箇所	特定解除検討	
高知市	40	34	6	5
安芸市	1	1		
南国市	4	4		
土佐市	1	1		1
四万十市	2		2	
香南市	0			1
香美市	1	1		
いの町	1	1		5
合計	50	42	8	12

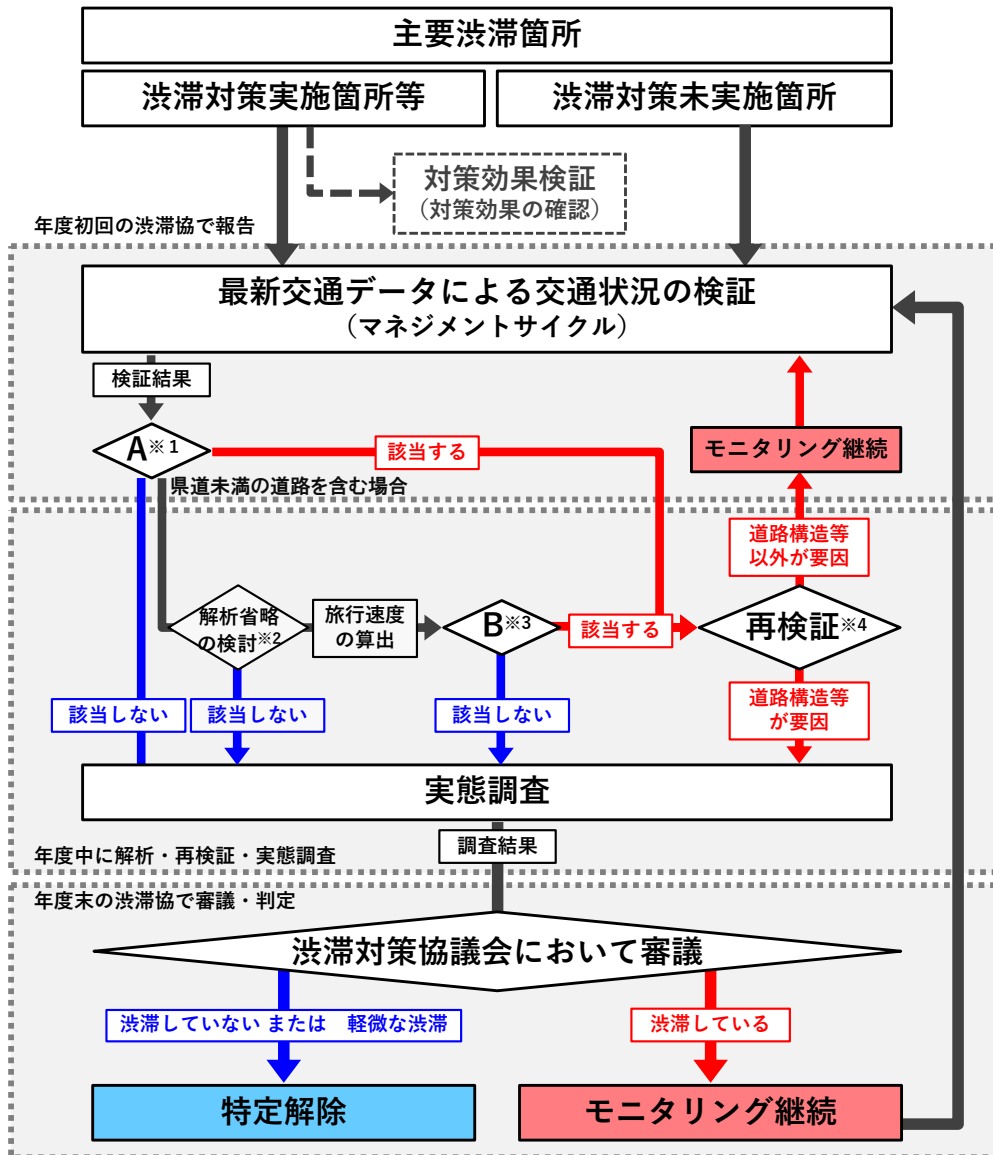


主要渋滞箇所特定解除の検討

① 主要渋滞箇所 特定解除フロー

■高知県の主要渋滞箇所 特定解除フローは、第34回協議会（R7.2月開催）において見直しを行い運用中。

■主要渋滞箇所 特定解除フロー



※1 各交差点の県道以上の道路について、主要渋滞箇所の選定基準に該当するか評価（A評価）
 ※2 各交差点の県道未満の道路について、B評価による解析が省略可能か検討
 ※3 各交差点の県道未満の道路について、主要渋滞箇所の選定基準に該当するか評価（B評価）

■主要渋滞箇所の選定基準

- 【一般道】
 ○各時間帯において1時間毎の平均旅行速度が20km/h以下（連続ではなく2時間以上）
- 【高速道路】※
 ①渋滞量：520km・h/年以上
 ②5%マイル速度：休日に20回に1回程度混雑する区間
 ③混雑度：1.0以上の区間

■高知県の主要渋滞箇所数

	【一般道】	【高速道路】
選定時（H25.1.25時点）	62箇所	1箇所
特定解除	12箇所	1箇所
現時点（R8.3.11時点）	50箇所	0箇所

※高速道路における渋滞の定義
 40km/h以下で低速走行あるいは停止発進を繰り返す車列が、1km以上かつ15分以上継続した状態

見直し内容

① 全ての主要渋滞箇所が特定解除の対象

■渋滞対策実施箇所のほか、沿道環境や社会情勢の変化等により、渋滞が緩和する可能性があることから、渋滞対策未実施箇所についても特定解除の検証を行う。

② 県道未満の道路についても評価

■県道未満の道路（市道や生活道路レベル）についても旅行速度を解析し評価を行う。
 ■なお、アクセス機能が重視され、主道路と同等の機能が必要とされない従道路に関しては、道路状況を勘案のうえ、解析を省略し実態調査に移行する。

【解析省略となる道路条件】

- ・車道幅員が5.5m未満
- ・指定最高速度30km/h以下
- ・交通量が1,500台/日未満
- ・その他考慮すべき特異性がある箇所

③ 選定基準に該当する箇所の再検証及び実態調査

■再検証の候補箇所は、道路構造や沿道環境等が要因で常時旅行速度が低い箇所を対象とし、主要因の分析を行う。※4

■実態調査は、複数年にわたり特定解除の見込みがある箇所を対象とし、選定基準対象の流入方向に対して、渋滞長・滞留長調査を行うとともに旅行速度が最も低い流入方向に対して、1時間程度の簡易なビデオ調査を実施し、交通実態を記録する。なお、上記の方法によりがたい場合は、対象箇所に応じた実態調査方法を検討する。

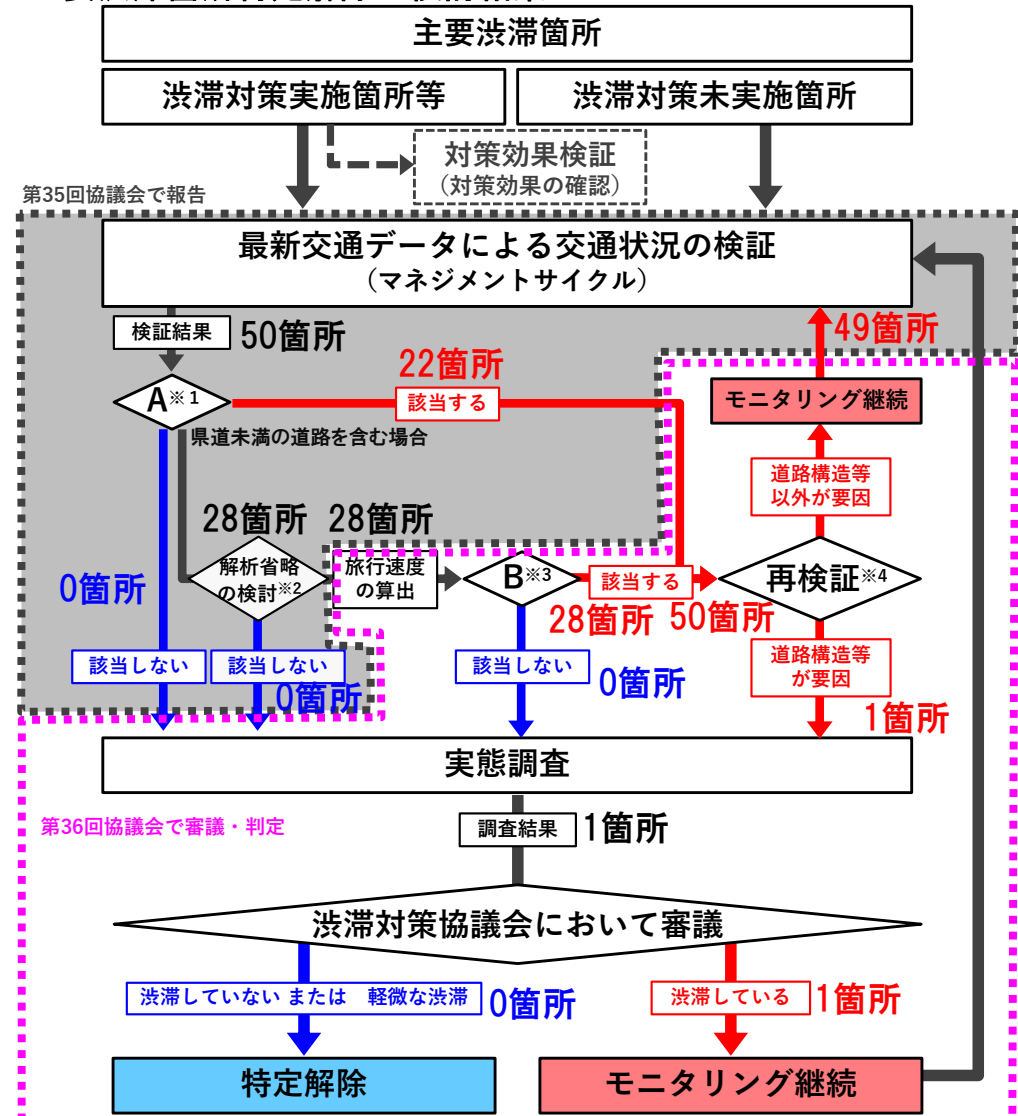
④ 軽微な渋滞箇所の対応

■実態調査で渋滞長が観測されたが、渋滞が「最大渋滞長500m未満」かつ「最大通過時間が5分未満」の箇所について、各箇所の個別事情に基づき協議会に提案し審議で対応を決定する。

② 特定解除検討結果概要

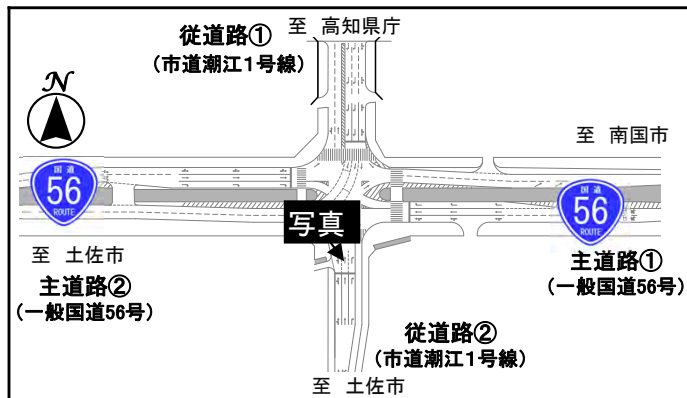
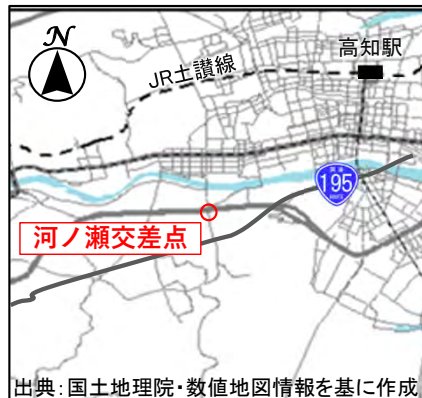
- 再検証の結果、高知県内に残存する主要渋滞箇所50箇所のうち、河ノ瀬交差点の実態調査を実施。
- 実態調査の結果、最大通過時間は主道路②で5分20秒、従道路①で5分42秒、従道路②で5分30秒を確認。
- 「通過時間が5分以上」であることから、軽微な渋滞ではないと判断し、モニタリング継続を提案。

▼ 主要渋滞箇所特定解除の検討結果



※1 各交差点の県道以上の道路について、主要渋滞箇所の選定基準に該当するか評価 (A評価)
 ※2 各交差点の県道未満の道路について、B評価による解析が省略可能か検討
 ※3 各交差点の県道未満の道路について、主要渋滞箇所の選定基準に該当するか評価 (B評価)
 ※4 再検証の候補箇所は、道路構造や沿道環境等が要因で常時旅行速度が低い箇所を対象とし、主要因の分析を行う。

▼ 国道56号河ノ瀬交差点 実態調査結果



概要

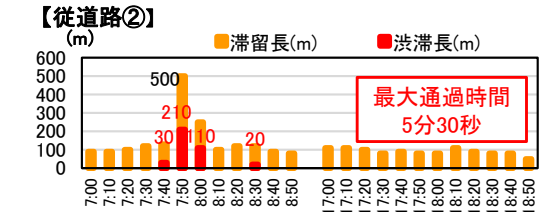
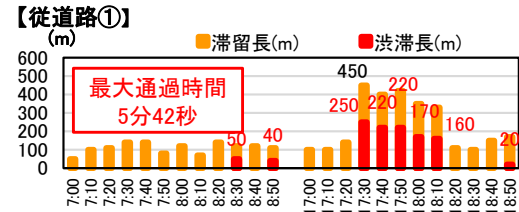
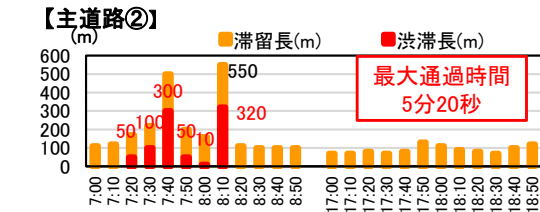
【主な要因】安全性を重視した設計上の特性により速度低下している

【実態調査結果】全方向において渋滞長が観測された

【軽微な渋滞の判断】全方向「渋滞長500m未満」ではあるが、主道路②従道路①②において「通過時間が5分以上」であり、軽微な渋滞ではないと判断されることからモニタリングを継続



※平成30年2月に交通事故対策を実施(右折車両と横断歩行者の分離、左折専用信号の設置、直左の左折専用化)



→ 軽微な渋滞ではないと判断し、モニタリングを継続

調査日2025.11.7(金)

③特定解除検討結果（1／2）

No	交差点名称	市町村	道路管理者				枝数	支道の有無	令和6年度の検証結果		令和7年度初回評価			令和7年度の実施内容					令和7年度の審議・判定		
									実態調査	結果	A 県道以上の道路を評価		A判定の結果	解析省略の検討結果	B 県道未満の道路を評価	再検証		実態調査	軽微な渋滞の判断	結果	
			主道路①	主道路②	従道路①	従道路②					R5	R6				想定要因	結果				
			特定解除(令和6年度)																		
1	東道路小箆	南国市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知県	4	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
2	東道路大津バイパス	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知県	4	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
3	東道路南国バイパス	高知市	土佐国道	土佐国道	土佐国道	高知県	4	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
4	南国バイパス介良通り	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知県	4	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
5	南国バイパス美術館通り	高知市	特定解除(令和6年度)																		
6	新葛島橋西詰	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	－	3	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
7	知寄町3丁目電停前	高知市	土佐国道	土佐国道	高知市	高知市	4	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
8	中宝永町歩道橋	高知市	土佐国道	土佐国道	土佐国道	高知市	4	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
9	はりまや橋	高知市	土佐国道	土佐国道	土佐国道	高知県	4	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
10	中の橋通り	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知市	4	あり	渋滞あり	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
11	JR高知駅前	高知市	土佐国道	土佐国道	高知市	－	3	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
12	上町2丁目電停前	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知市	4	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
13	上町5丁目電停前	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	－	3	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
14	旭町一丁目	高知市	土佐国道	土佐国道	高知市	－	3	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
15	旭町二丁目	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知市	4	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
16	鏡川橋北詰	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	－	3	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
17	高知西バイパス東口	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	－	3	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
18	八代電停前	いの町	土佐国道	土佐国道	いの町	－	3	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
19	中山電停前	いの町	特定解除(平成29年度)																		
20	サニーアックスいの店前	いの町	特定解除(令和5年度)																		
21	鳴谷電停前	いの町	特定解除(令和5年度)																		
22	いの署入口(伊野天神)	いの町	特定解除(令和5年度)																		
23	仁淀川橋東詰	いの町	特定解除(平成29年度)																		
24	安芸川橋西詰	安芸市	土佐国道	土佐国道	高知県	－	3	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
25	ヤ・シィパーク前	香南市	特定解除(平成28年度)																		
26	南国バイパス大埔	南国市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知県	4	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
27	鏡川大橋北詰	高知市	土佐国道	土佐国道	高知市	高知市	4	あり	－	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
28	国道56号線枝橋通	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知県	4	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
29	筆山トンネル東口	高知市	特定解除(令和6年度)																		
30	石立	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	高知県	4	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	
31	能茶山	高知市	土佐国道	土佐国道	高知県	－	3	なし	－	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	－	－	道路構造等以外	モニタリング継続	－	－	モニタリング継続	

※東道路大津バイパスの東側流入部は、ETC2.0データの取得において、県道未満の扱いとなっている

③特定解除検討結果（2/2）

No	交差点名称	市町村	道路管理者				枝数	支道の有無	令和6年度の検証結果		令和7年度初回評価			令和7年度の実施内容					令和7年度の審議・判定	
			実態調査	結果	A 県道以上の道路を評価				A判定の結果	解析省略の検討結果	B 県道未満の道路を評価	再検証		実態調査	軽微な渋滞の判断	結果				
					主道路①	主道路②						従道路①	従道路②				R5	R6		想定要因
32	土佐市バイパス西口	土佐市	特定解除(令和5年度)																	
33	河ノ瀬	高知市	土佐国道	土佐国道	高知市	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	安全性を重視した設計上の特性	実態調査	渋滞あり	渋滞	モニタリング継続
34	国道195号線篠原八幡路切	南国市	高知県	高知県	高知県	南国市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
35	後免西町195号	南国市	高知県	高知県	高知県	-	3	なし	-	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
36	香美市役所北庁舎前	香美市	高知県	高知県	高知県	高知県	4	なし	渋滞あり	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
37	曙大橋西	高知市	高知県	-	高知市	高知市	3	あり	-	モニタリング継続	該当しない	該当しない	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
38	春野赤岡線仁井田三差路	高知市	高知県	高知県	高知県	-	3	なし	-	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
39	愛宕町	高知市	高知県	高知県	高知市	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
40	高知北環状線正連寺分岐	高知市	高知県	高知県	高知県	高知県	4	なし	-	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
41	棧橋通5丁目電停前	高知市	特定解除(令和6年度)																	
42	桂浜はりまや線日朝倉町通り	高知市	高知県	高知県	高知市	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
43	若松町	高知市	高知県	高知県	高知市	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当しない	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
44	新五台山橋北西詰	高知市	特定解除(令和6年度)																	
45	サニーマート神田店前	高知市	特定解除(令和5年度)																	
46	JR朝倉駅前	高知市	高知県	高知県	高知県	-	3	なし	-	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
47	国立病院東側	高知市	高知県	高知県	高知市	-	3	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
48	高知土佐線針木分岐	高知市	高知県	高知県	高知市	-	3	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
49	仁淀川八天大橋西詰	土佐市	高知県	高知県	高知県	-	3	なし	-	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
50	中万々円行寺分岐	高知市	高知県	高知県	高知県	高知県	4	なし	-	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
51	一ツ橋	高知市	高知県	高知県	高知市	-	3	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
52	イオンモール高知北西	高知市	高知県	高知県	高知市	-	3	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
53	高知北環状線高知IC分岐	高知市	高知県	高知県	高知県	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
54	大津バイパス美術館通り	高知市	高知県	高知県	高知県	高知県	4	なし	-	モニタリング継続	該当しない	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
55	一宮高架橋下	高知市	高知県	高知県	高知県	高知県	4	なし	-	モニタリング継続	該当する	該当する	再検証	-	-	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
56	山ノ端交番前	高知市	高知県	高知県	高知市	-	3	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
57	高知国際中学校・高等学校	高知市	高知県	高知県	高知市	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当しない	B評価	従道路①省略する 従道路②省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
58	四万十川橋東	四万十市	高知県	高知県	高知県	四万十市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
59	四万十川橋西	四万十市	高知県	高知県	四万十市	-	3	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
60	北本町地球3番地通り	高知市	高知県	高知県	高知市	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
61	北本町領石線南川添	高知市	高知県	高知県	高知市	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	該当する	該当する	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続
62	高知銀行久万川橋支店前	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	4	あり	-	モニタリング継続	-	-	B評価	省略しない	該当する	道路構造等以外	モニタリング継続	-	-	モニタリング継続

脱炭素基本方針に伴う目標設定

脱炭素基本方針に伴う目標設定

- 令和7年4月16日に公布され、同年10月1日に施行された「道路法等の一部を改正する法律」に伴い、「道路脱炭素基本方針」が策定。
- 効果的な渋滞対策の推進及び対策に伴うCO₂削減を図るため、本渋滞対策協議会にて高知県の目標値の設定を提案。
- 今後、達成状況について、継続的にフォローアップを行う予定。

道路脱炭素基本方針(政策集等)

二 道路の脱炭素化の推進のために
政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 政府が実施する施策の基本的な方向性

(1) 道路のライフサイクル全体の低炭素化
道路建設から管理までのCO₂排出量について、新技術を積極的に取り入れながら削減を推進
(道路照明のLED化、低炭素材料の開発・導入促進等)

(2) 道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出
次世代自動車の開発・普及や再生可能エネルギーの活用・収容等を促進するため、災害時の対応強化の取組も併せながら、道路空間における発電・送電・給電等・蓄電の取組を推進
(太陽光発電設備の導入、EV急速充電器の設置促進等)

(3) 低炭素な人流・物流への転換
自転車等の低炭素な移動手段への転換や、低炭素な物流システムの構築を促進
(自転車利用環境の改善などによる自転車の利用促進、ダブル連結トラックの利用環境の整備等)

(4) 道路交通の適正化
ボトルネック箇所や局所的な渋滞箇所における対策を行い、道路交通を適正化
(主要渋滞箇所の渋滞対策、「ゾーン30プラス」による幹線道路と生活空間の適切な機能分化等)

出典:道路局 道路分野の脱炭素基本方針(概要版)P.1

渋滞対策の目標

<一般道路の主要渋滞箇所数>



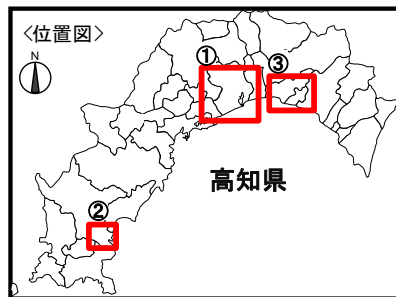
出典:道路局 道路分野の脱炭素政策集ver.2.0 P.16

※2 対策実施後などのモニタリング実施箇所含む。

渋滞対策目標(高知県)

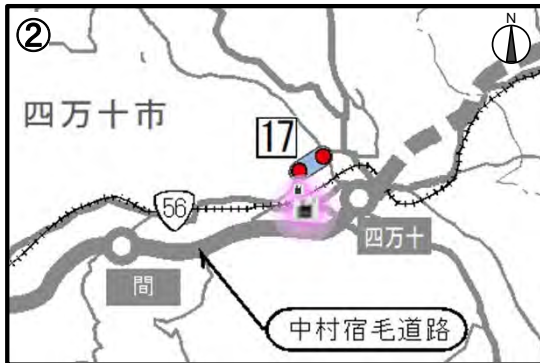
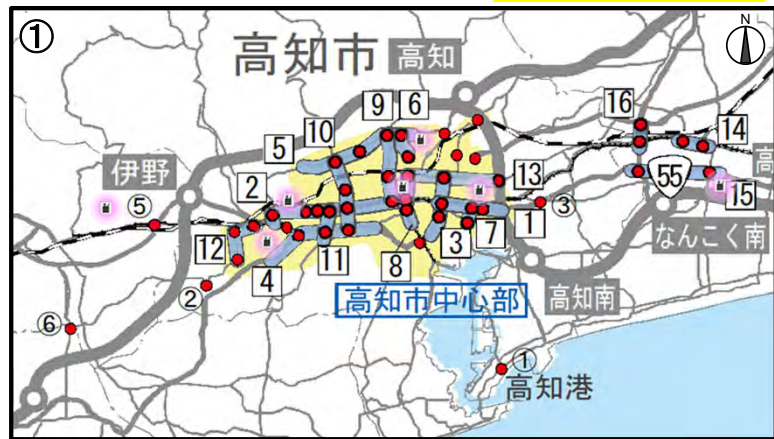
▼基準年度 主要渋滞箇所数(2026年3月時点)

計:50箇所 ※1



凡例(位置図)

- : 主要渋滞箇所
- : 主要渋滞区間
- ◆: 主な大規模商業施設



出典:国土地理院・数値地図情報を基に作成

主要渋滞箇所解除目標※2,3

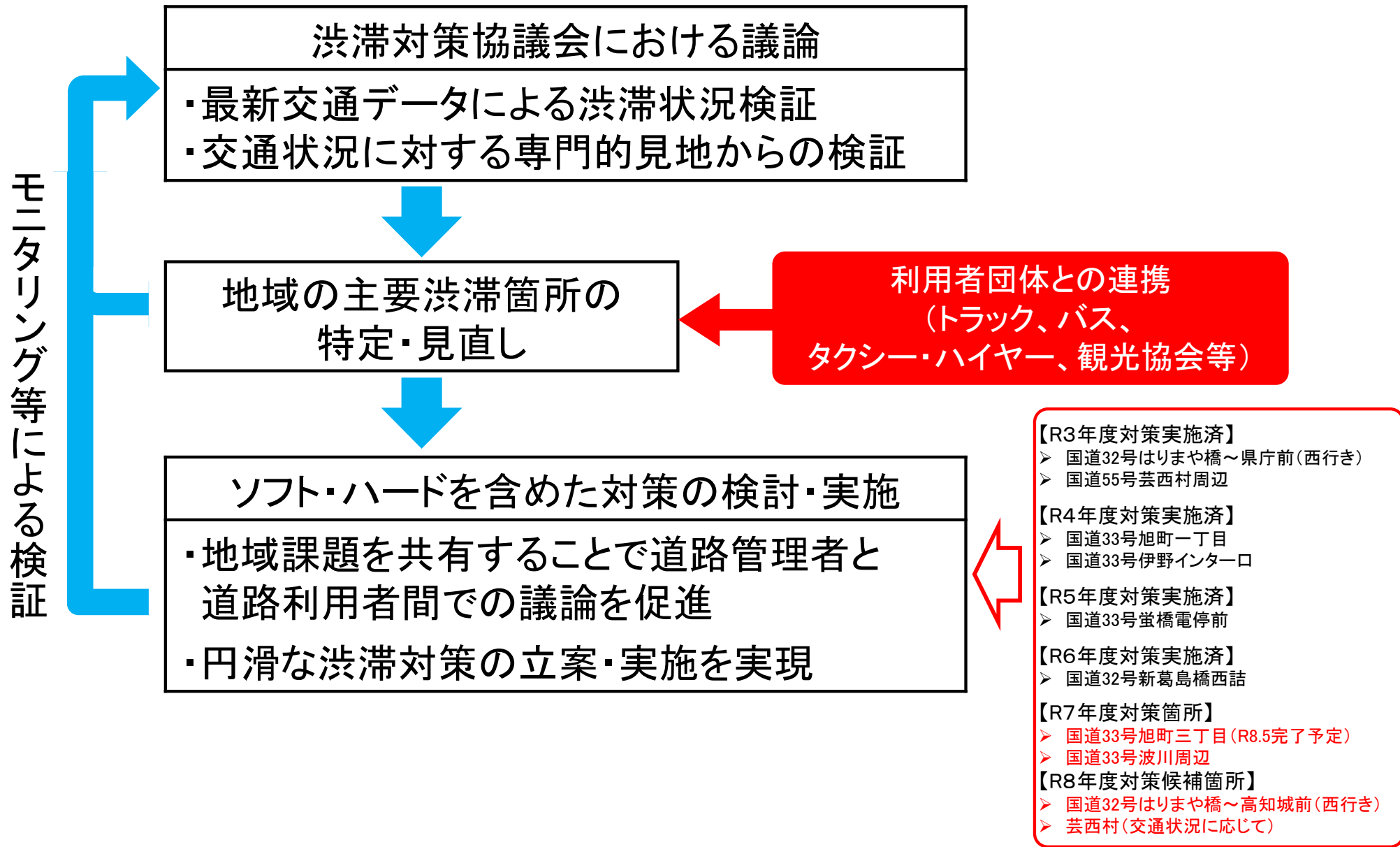
2030年度目標: 2箇所
2040年度目標: 7箇所

※1: 一般道路を対象
 ※2: 2026年3月時点以降で対策実施後のモニタリング箇所を含む
 ※3: 解除目標値は特定以降の対策傾向を踏まえ設定

道路利用者団体との連携強化

①道路利用者団体との連携強化

- 渋滞対策協議会とトラック、バス、タクシー・ハイヤー、観光協会等利用者団体との連携を強化し、利用者目線で対策箇所を特定。
- 即効性のある渋滞対策を検討・実施。



②【はりまや橋～県庁前区間】検討経緯

- はりまや橋～県庁前区間は、東西交通共に片側3車線の幹線道路であるが、車線利用に偏りが見られ、交通混雑が発生。
- 車線利用の偏りを解消するため、令和元年6月に大橋通り～はりまや橋（東行き）、令和4年2月に大橋通り～県庁前（西行き）の区間で車線運用を見直し交通混雑を緩和。

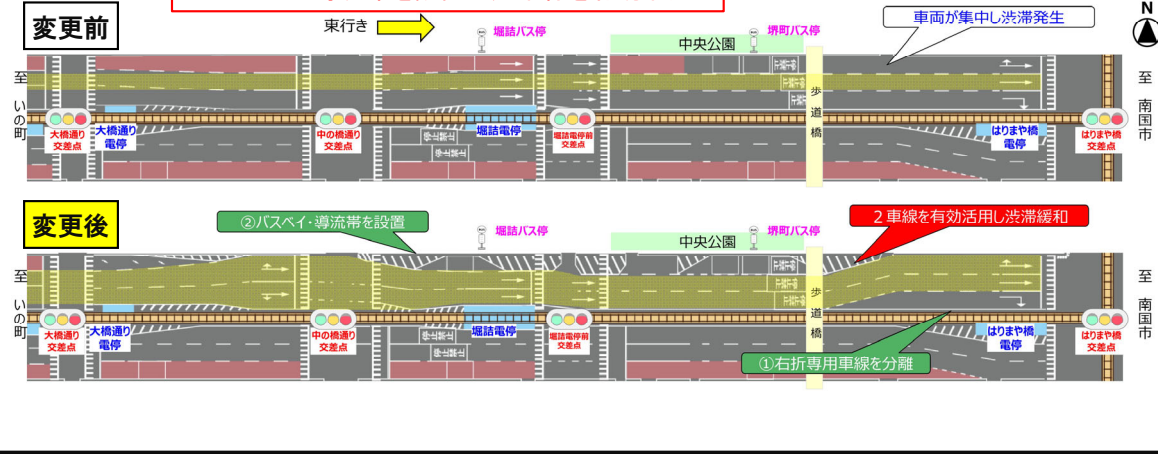
▼位置図



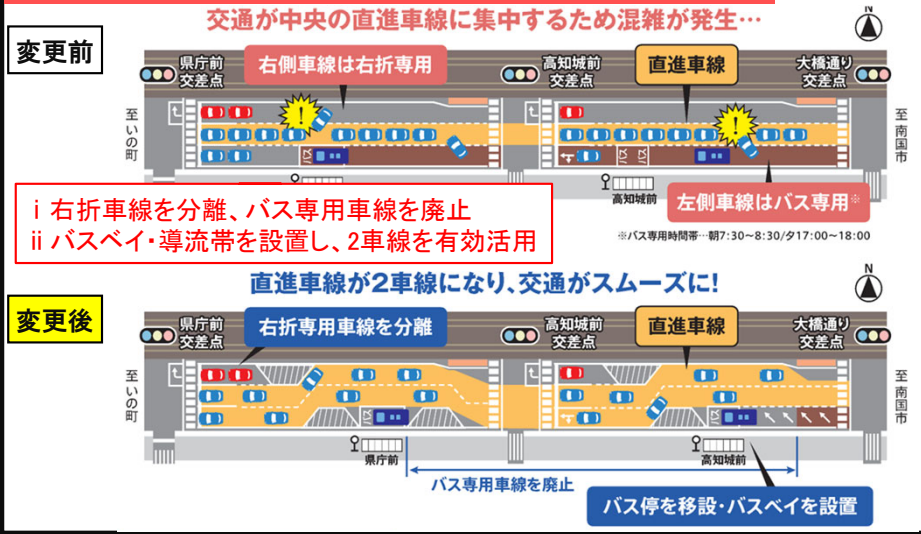
▼対策内容

東行き渋滞対策（令和元年6月）

- i 右折車線を分離、バス専用車線を廃止
- ii バスベイ・導流帯を設置し、2車線を有効活用



西行き区間①渋滞対策（令和4年2月）



②【はりまや橋～県庁前区間】交通状況

- はりまや橋～県庁前（西行き）区間のうち区間②では、17時台に中の橋通り交差点を先頭にした速度低下が顕著。
- 中の橋通り交差点の西行き交通量は直進の割合が約9割を占めるなか、朝夕ピーク時に第1車線がバス専用（時間規制）、第3車線が直進右折車線となっており、これらを避けて約8割の車両が第2車線に集中。
- 現在の交通環境や当該区間の混雑要因を踏まえて、はりまや橋～高知城前（西行き）区間の対策を検討。

▼区間②はりまや橋～高知城前（西行き）における

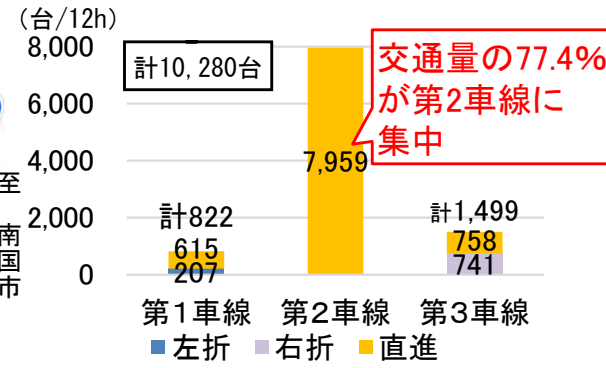


旅行速度の状況

時間	県庁前交差点	高知城前交差点	大橋通り交差点	中の橋通り交差点	堀詰電停前交差点	はりまや橋交差点
7時	26.2	28.6	41.6	34.8	37.0	37.4
8時	21.5	22.9	31.4	22.1	23.5	24.3
9時	23.1	28.9	33.1	24.7	27.8	29.4
10時	22.6	32.5	30.2	20.1	23.8	25.7
11時	23.2	32.3	31.6	21.6	25.7	27.4
12時	23.4	34.0	32.4	22.6	26.8	29.2
13時	23.3	32.8	30.5	19.4	23.2	24.1
14時	22.8	32.5	29.4	18.7	21.3	23.0
15時	22.7	30.9	29.0	17.4	19.2	20.7
16時	23.1	26.9	32.2	24.2	26.1	27.3
17時	18.7	23.1	28.4	17.8	16.1	18.7
18時	17.6	21.5	29.3	22.6	23.2	24.5

出典：国土地理院基盤地図情報を基に作成

▼中の橋通り交差点（西行き）車線別交通量

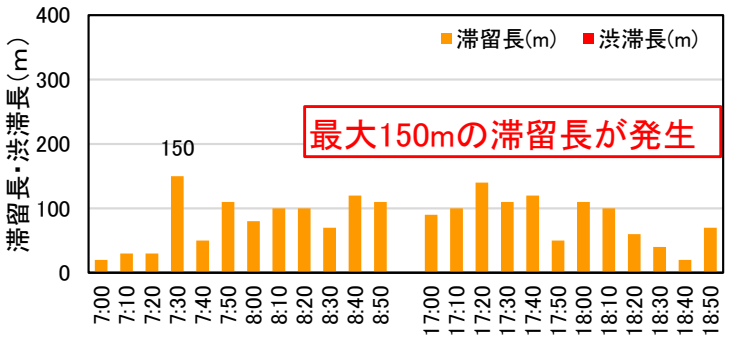


凡例：10km/h未満 (紫), 20km/h未満 (赤), 30km/h未満 (黄), 40km/h未満 (オレンジ), 50km/h未満 (緑), 60km/h未満 (青), 60km/h以上 (白), データ無し (黒)

西行き

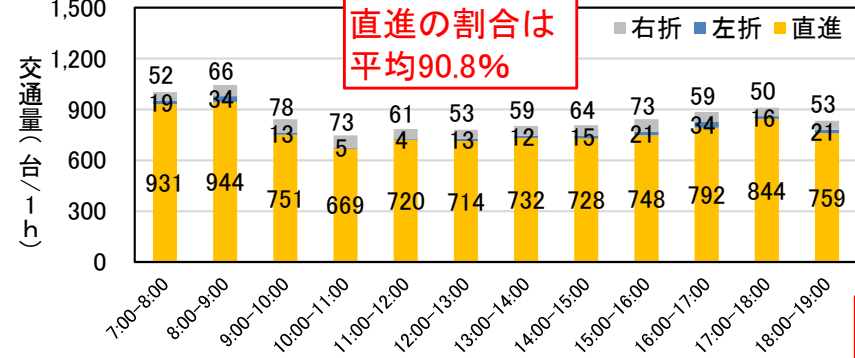
出典：ETC2.0データ(令和6年4月～令和7年3月 平日)

▼中の橋通り交差点（西行き）の渋滞状況



出典：渋滞長調査結果(令和7年12月9日 (火))

▼中の橋通り交差点（西行き）時間帯別流入交通量



出典：渋滞長調査結果(令和7年12月9日 (火))

▼バス専用（時間規制）状況

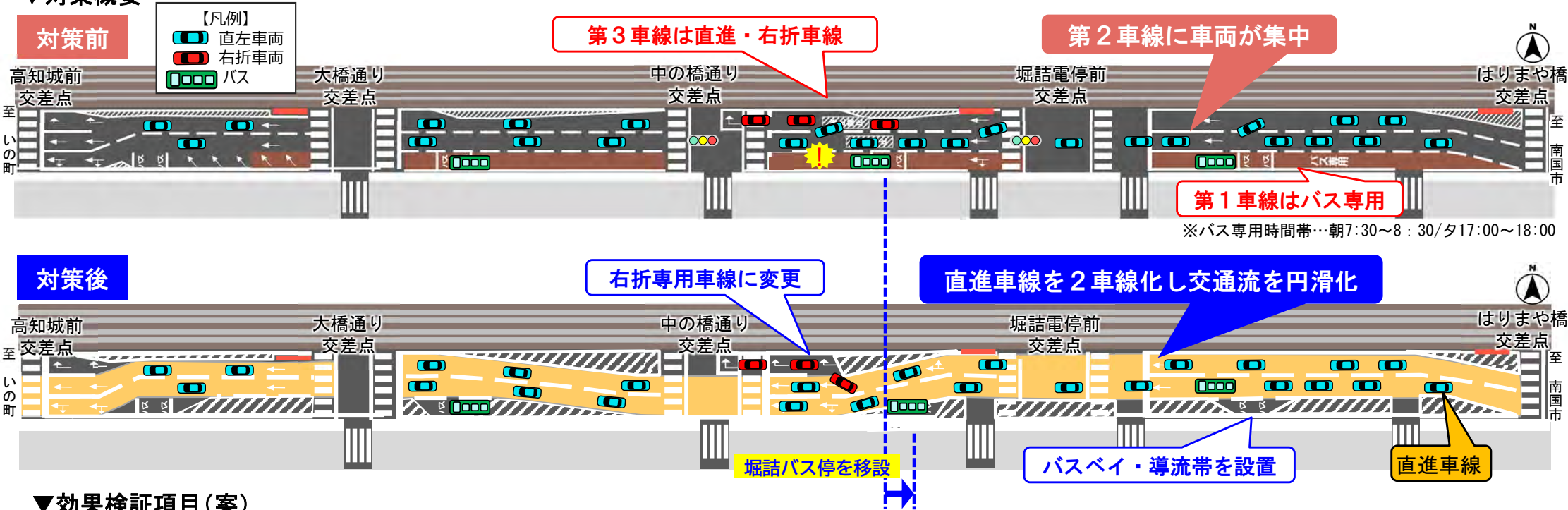


第1車線は朝夕ピーク時(7時半～8時半、17時～18時)にバス専用となる

②【はりまや橋～高知城前区間】対策概要

- はりまや橋～高知城前（西行き）区間では、ボトルネックである中の橋通り交差点の課題解消、先行して対策を行った下流側の大橋通り～県庁前（西行き）区間との取り合わせのため車線運用の見直しを行う。
- まず、区間全体のバス専用車線*を廃止しバスベイ・導流帯を設置。中の橋通り交差点では、直進車両と右折車両が混在する第3車線を右折専用車線に変更。車線変更を必要としない直進車線を2車線とすることで、交通流を円滑化。

▼対策概要



▼効果検証項目(案)

検証項目(案)		対策前	対策後
円滑性	渋滞長・滞留長	●	●
	通過時間	●	●
	旅行速度	●	●
	バスの定時性	●	●
交通状況	車線別方向別交通量	●	●
	車線利用率	●	●
	車線変更台数	●	●
	右折レーンはみ出し(中の橋通り交差点西行き)	-	●

バスベイ化による本線合流挙動の影響等を把握

【現在のバス専用(時間帯規制)の状況】



- 波川周辺では朝の通勤等のタイミングで交通が集中し交通容量が不足することから、短期的な対策として時間分散施策（TDM）を検討。
- 波川周辺を通過する車両の目的地として多くを占めている「日高村」「佐川町」へ向かう利用者をターゲットとし、約400台への呼びかけを目標に時間分散を図った。

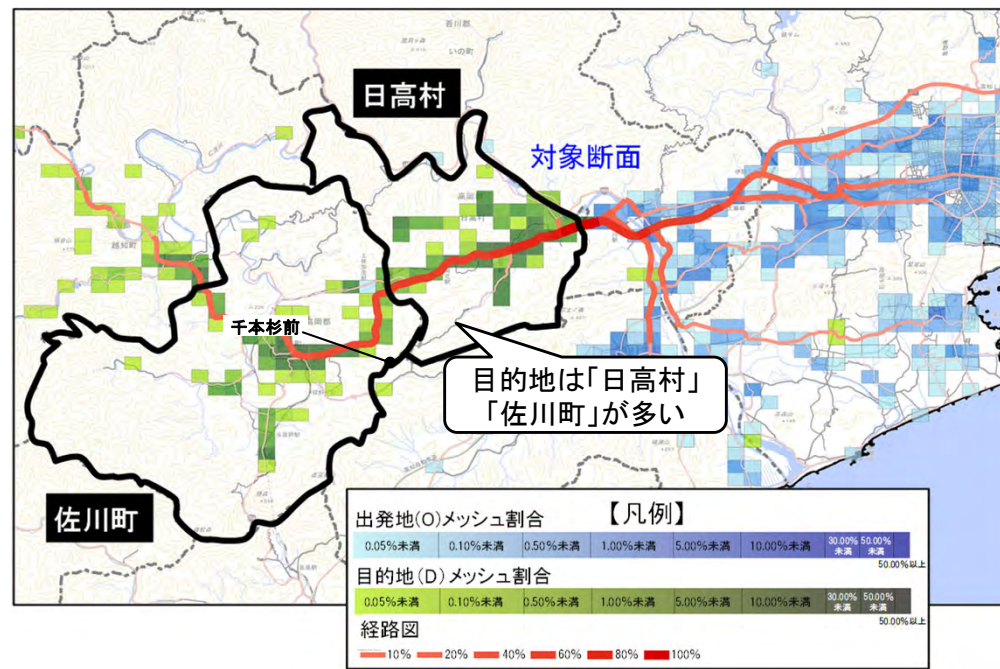
▼これまでの経緯

令和3年12月の高知西バイパス全線開通後、転換した車両の集中によって、国道33号現道接続部周辺で旅行速度が低下

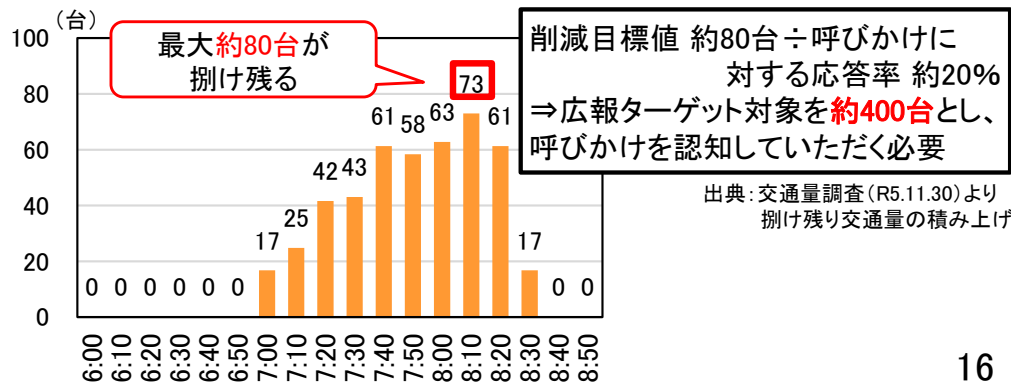
速度低下要因	対策方針	対策(案)	特徴	方向性
朝ピークの交通集中による交通容量不足	交通容量拡大	4車線化バイパス新設	➢ 効果は大きいですが時間とコストが大きい	中長期的な対応として、いの～越知道路の整備について検討
	交通需要の調整	経路分散	➢ 代替ルートなし	-
時間分散(TDM施策：時差通勤)		➢ 速度低下は7:15～8:00(45分間)が特に顕著で、6時台や8時台への交通分散による渋滞緩和の余地がある ➢ また、高知県内での実績もある(国道55号芸西村等)	短期的対策として実施予定	
登坂部における速度低下	登坂部における速度回復	広報による速度回復周知	➢ 下流側の千本杉前交差点への影響が大きく現状では実施困難	時間分散の効果を見極めつつ実施を判断

▼ターゲットの設定

□7時15分～8時に断面を通過するOD図



□千本杉前における捌け残り交通量



- TDMの実施にあたり、学校や企業へ訪問し、直接呼びかけを行ったほか、商工会登録企業へのチラシ配布、道路情報板を活用した道路利用者への周知を実施した。なお、TDM期間のうち10月20日～31日を強化期間とした。
- 呼びかけを行った企業・学校は計22施設、チラシ配布数は625枚、把握できた対象者数は382人であった。
- 今後は、実施内容を踏まえ交通状況の変化について効果検証を行う予定である。

▼広報メニュー

広報メニュー	実施概要
チラシ・ポスター	ターゲット到着地域である日高村、佐川町の企業に時差通勤のチラシを配布 また配布したチラシを施設内にポスター掲示
企業や小中学校への呼びかけ	企業や小中学校に訪問し、時差通勤に企業・学校単位でご協力いただけないか呼びかけを実施
経路上での情報提供	日高村、佐川町へ向かう経路上の道路情報板(3箇所)を活用し、道路利用者に時差通勤の呼びかけを実施

▼チラシ配布枚数

チラシ・ポスター配布施設	訪問数	チラシ配布数	チラシ配布先の呼びかけ対象者数
小中学校	11校	130枚	113人
企業	8企業	45枚	196人
買い物店舗	2店舗	10枚	10人
役場	1役場(日高村役場) ※佐川町役場は小中学校訪問の際に同行	10枚	63人
商工会	-	430枚	-
計	22施設	625枚	382人

■企業訪問の様子



撮影日:令和7年9月19日

■強化期間の設定

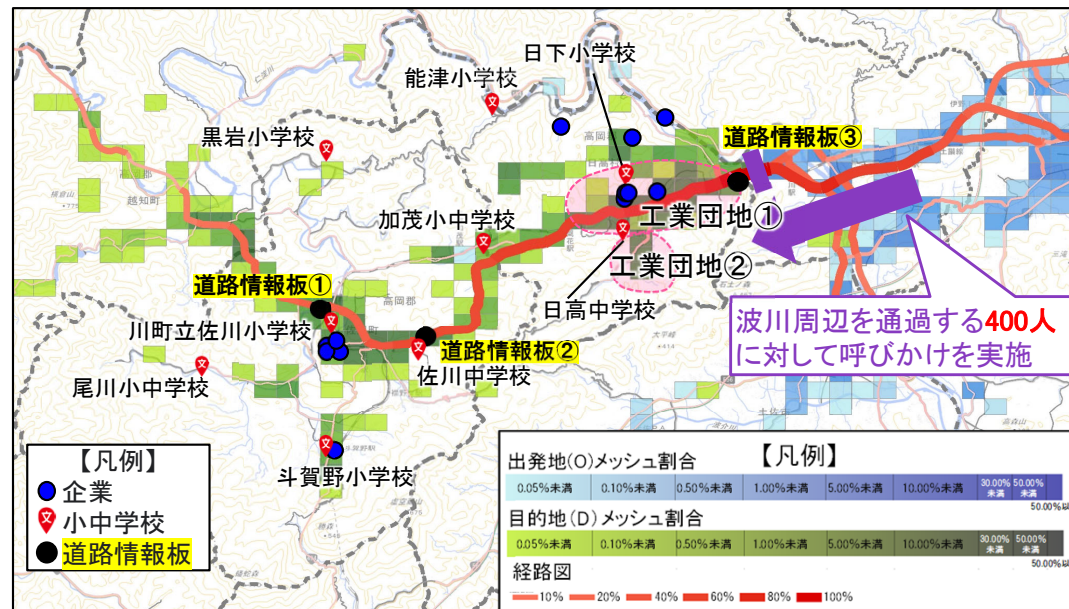
国土交通省 土佐国道事務所 X.com @mlit_tosa

【波川リフレッシュ道路計画 時差通勤強化期間】
 まだ時差通勤にチャレンジしていない皆様へ、今日から月末まで“時差通勤強化期間”です！
 この強化期間をきっかけに時差通勤のメリットを体感してみてください。
 皆と共に“よどみのない通勤”を広げましょう！
 #波川リフレッシュ道路計画 #かんせと

参加者の取り組みを集中させ、効果が実感しやすいよう強化期間を設定

出典:土佐国道事務所 公式X

▼広報対象箇所位置図



出典:ETC2.0プローブデータ 様式1-2 分析期間 R6.1~3 平日、国土地理院基盤地図情報をもとに作成

■広報チラシ



■道路情報板での呼びかけ(道路情報板③)

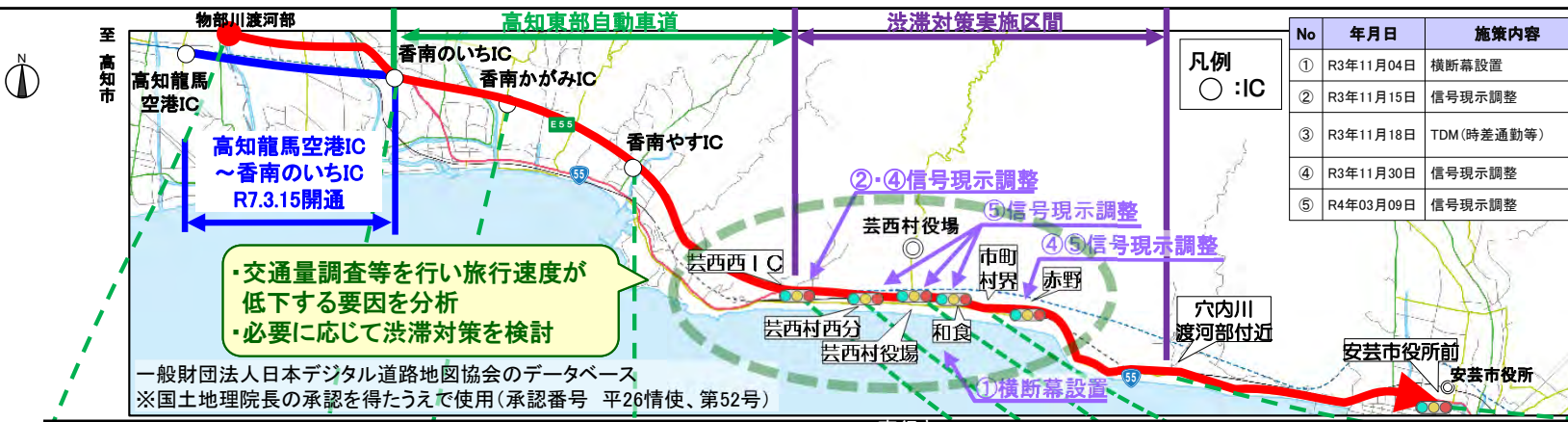


撮影日:令和8年2月17日

④国道55号 芸西村周辺の交通状況

- 高知東部自動車道の事業進捗により同路線の交通需要が増加。出勤時間帯には交通が集中する芸西村周辺で旅行速度が低下。
- 東部方面への更なる延伸には時間を要することから、令和3年度にTDM等の渋滞対策を実施。
- 渋滞対策以降、交通状況の変化に注視してきたなか、年度毎の変動はあるものの対策前を上回るような旅行速度の低下は見られない。
- 令和8年度には芸西村周辺の交差点において、交通量調査等を行い旅行速度が低下する要因を分析し、必要に応じて渋滞対策を検討する。

位置図

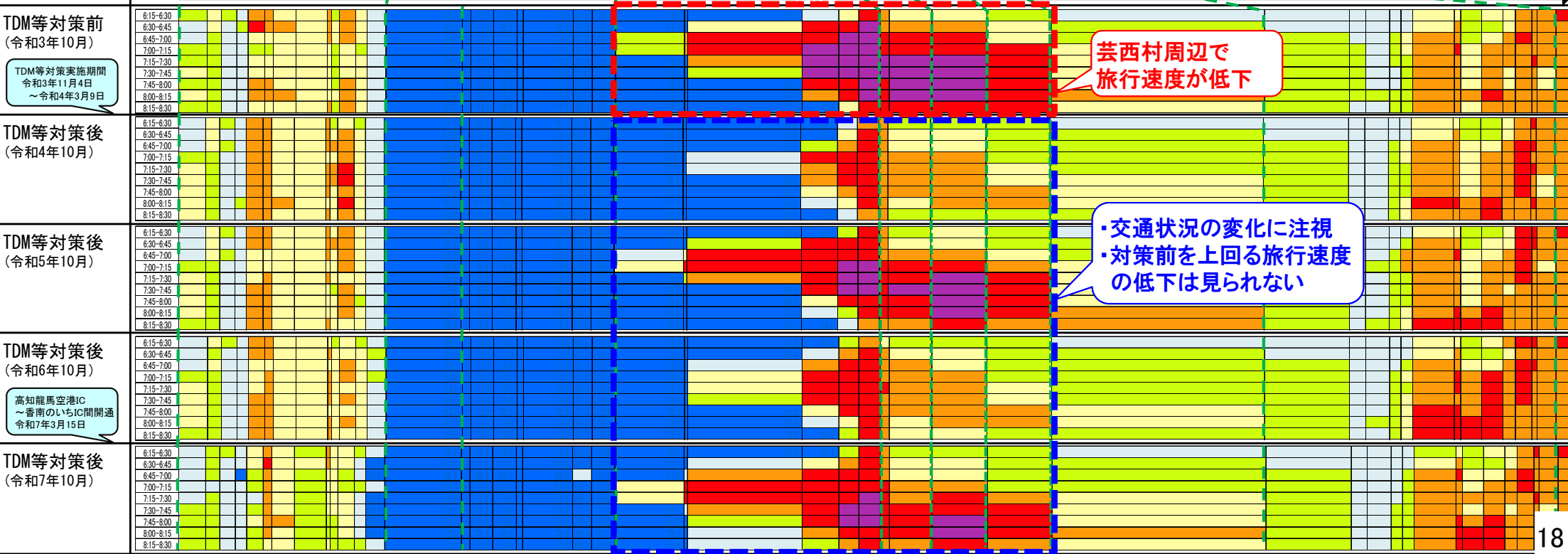


No	年月日	施策内容	箇所	取り組み機関
①	R3年11月04日	横断幕設置	和食横断歩道橋	国交省
②	R3年11月15日	信号現示調整	芸西西IC	県警
③	R3年11月18日	TDM(時差通勤等)	-	国交省、県、自治体、病院等(21団体172人)
④	R3年11月30日	信号現示調整	赤野	県警
⑤	R4年03月09日	信号現示調整	芸西西IC、西分~赤野	県警

凡例:

■ 10km/h未満	■ 20km/h未満
■ 30km/h未満	■ 40km/h未満
■ 50km/h未満	■ 60km/h未満
■ 60km/h以上	□ データ無し

出典:ETC2.0プローブデータ(平日)



芸西村周辺で旅行速度が低下

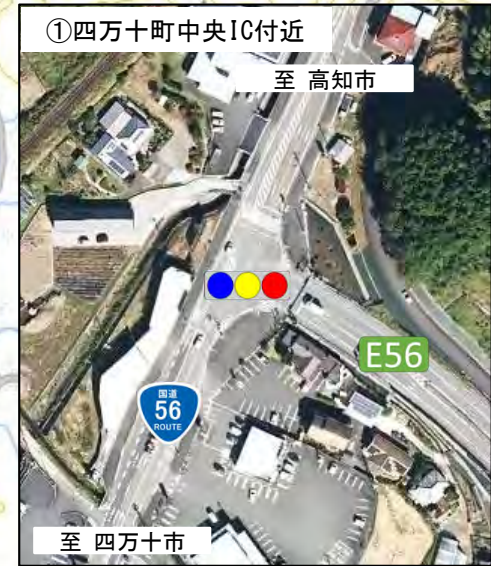
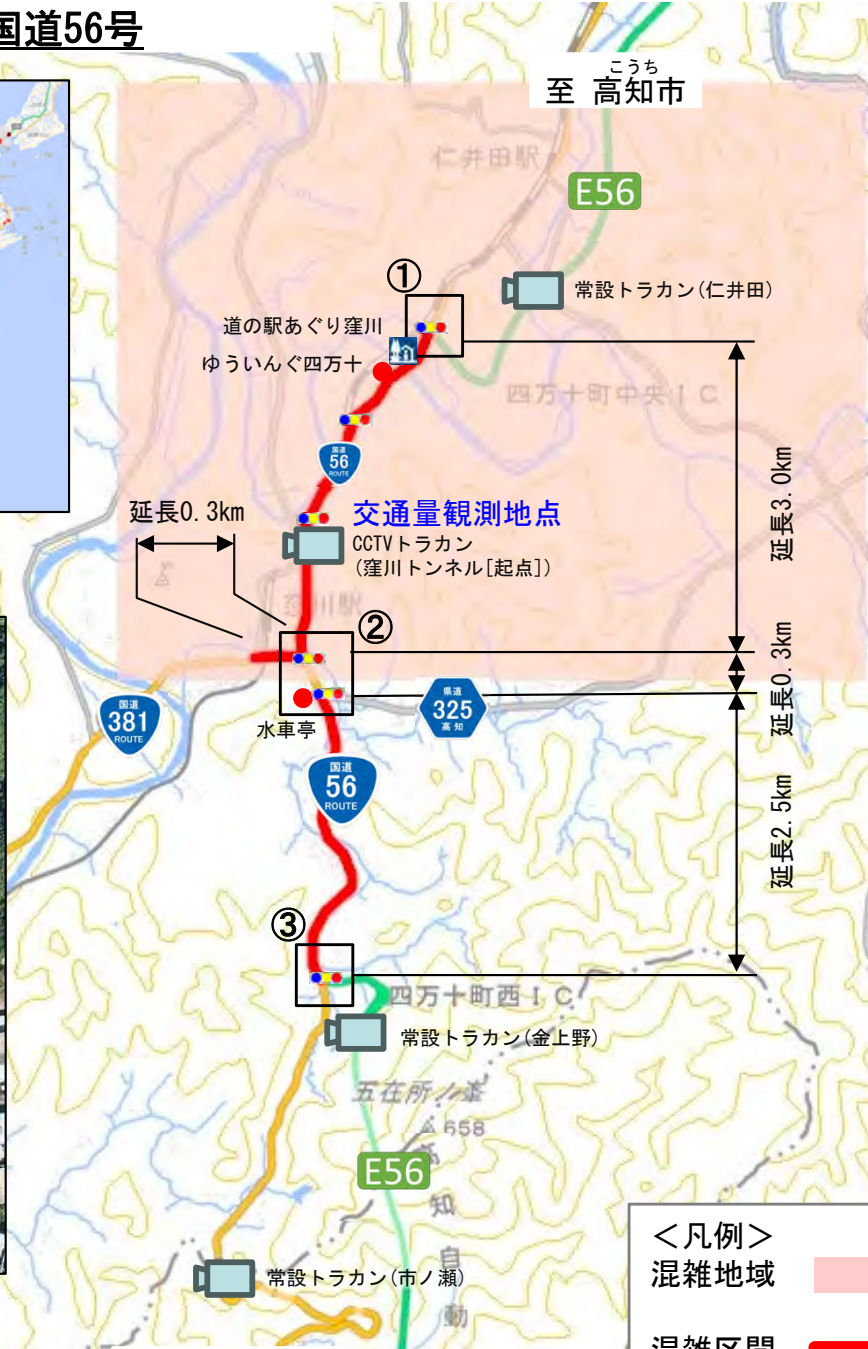
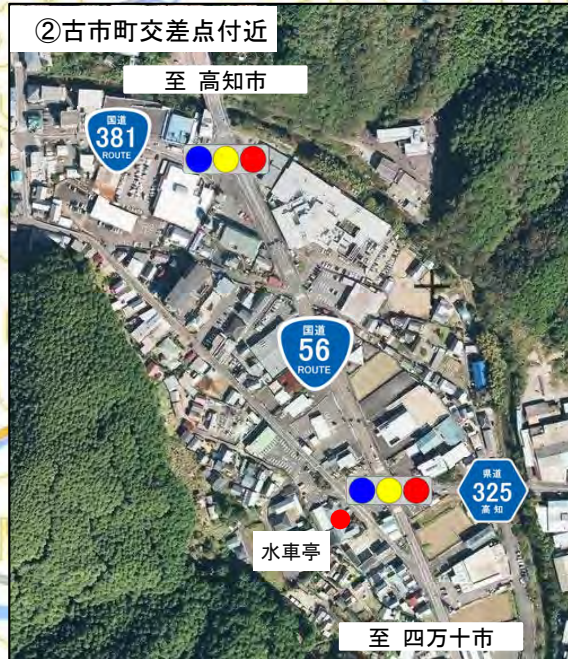
・交通状況の変化に注視
・対策前を上回る旅行速度の低下は見られない

觀光渋滞

①高知県における令和7年度GWの交通状況 (R7. 4. 26~5. 6) (四万十町)

67 四万十町 国道56号

高知県高岡郡四万十町 国道56号



出典：国土交通省報道発表資料
(各地域の交通状況：見える化マップ)
<航空写真>出典：国土地理院地図

<凡例>

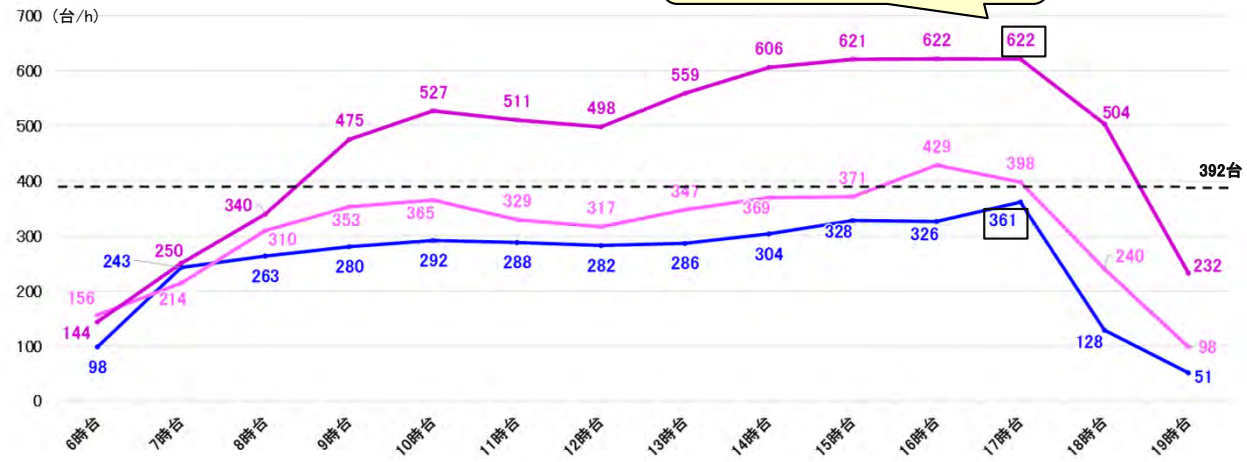
- 混雑地域 所要時間が平日時より1割以上増加した地域
- 混雑区間 平日より1.5倍以上時間がかかる混雑区間

(1) 各期間における通過交通量

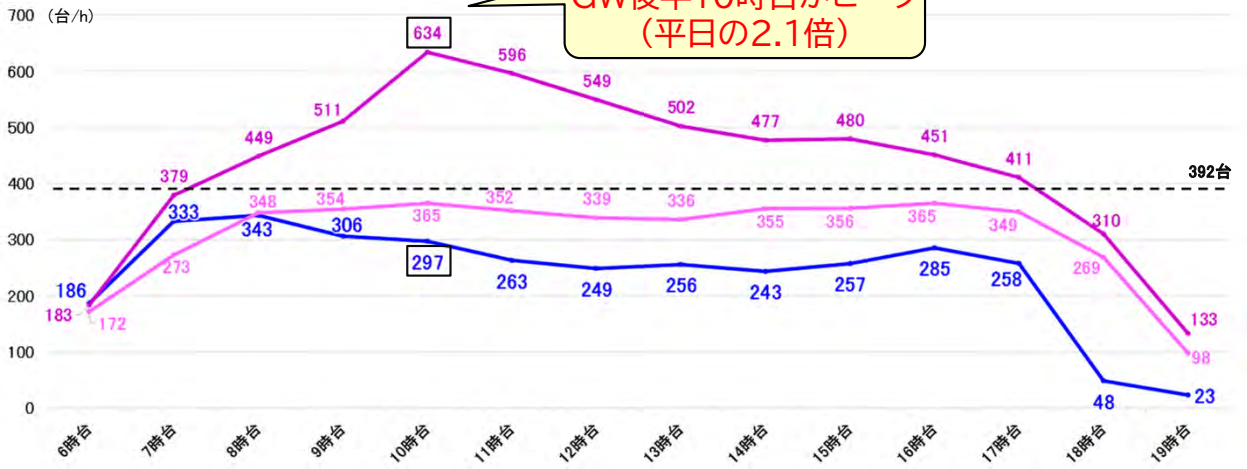
- 上り(高知市方面)、下り(四万十市方面)ともGW後半に交通量が多い傾向がある。
- 上りのピーク時間帯は14~17時台、下りは10~11時台であり、上下線でピーク時間帯が異なる。

【根元原】

<上り>



<下り>



■ 平日 : 令和6年10月
 ■ GW前半 : 令和7年4月26日(土)~令和7年4月29日(火)
 ■ GW後半 : 令和7年5月3日(土)~令和7年5月6日(火)

----- 交通容量(台/時)

※各期間ごとの時間別方向別平均交通量は、CCTVトラカンデータを使用
 ※交通容量 = $\frac{12時間交通量(上下計)}{混雑度}$ 令和3年全国道路・街路情勢調査より算出



<凡例>
 混雑地域 所要時間が平日時より1割以上増加した地域
 混雑区間 平日より1.5倍以上時間がかかる混雑区間

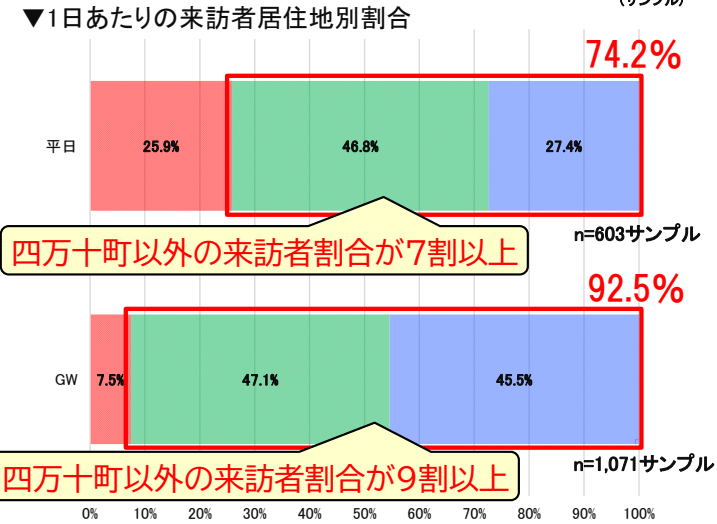
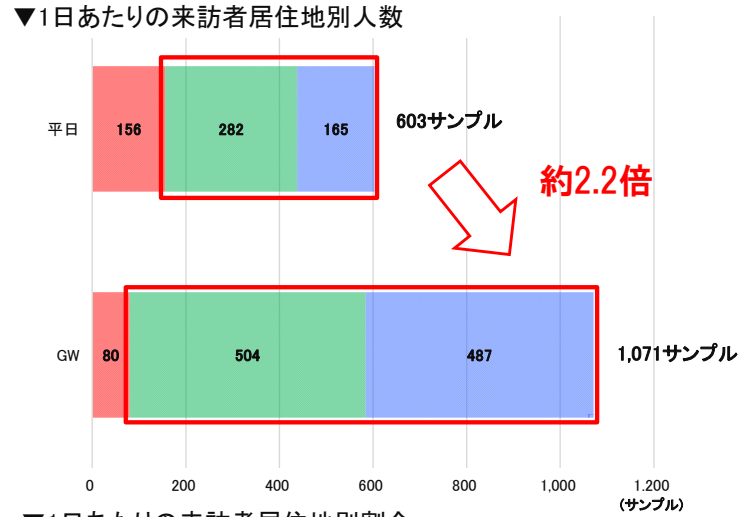
出典:国土交通省報道発表資料 (各地域の交通状況:見える化マップ)

(2) 道の駅めぐり窪川来訪者の居住地分析 (スマホ位置情報データ)

- GWは道の駅がある四万十町以外からの来訪者数が平日と比べて2倍以上であり、来訪者全体の9割以上となっている。
- GWは平日と比べて、特に中国地方、近畿地方、中部地方、関東地方からの来訪が増加している。

【道の駅めぐり窪川来訪者の居住地】

※来訪者: 道の駅めぐり窪川に15分間滞在した20歳以上。

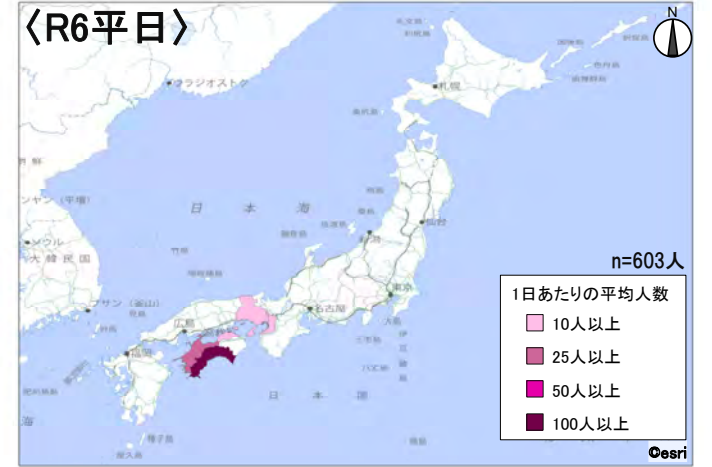


■ 高岡郡四万十町
■ その他高知県内
■ 高知県外

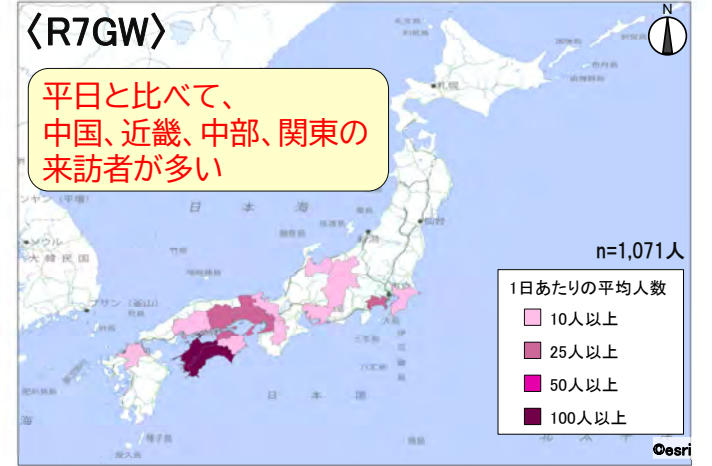
平日: 令和6年10月
 GW: 令和7年4月26日(土)~令和7年5月6日(火)

出典: KDDI Locational Analyzer
 (R6.10.1~10.31(平日)とR7.4.26~5.6(GW))
 ※データ仕様上20歳未満は含まれない
 ※各15分間の間で確認される滞在人数

【平日とGWにおける来訪者居住地分布 (1日あたりの平均人数)】



▲平日時の来訪者居住地分布(令和6年10月)



▲GW時の来訪者居住地分布(令和7年4月26日~5月6日)

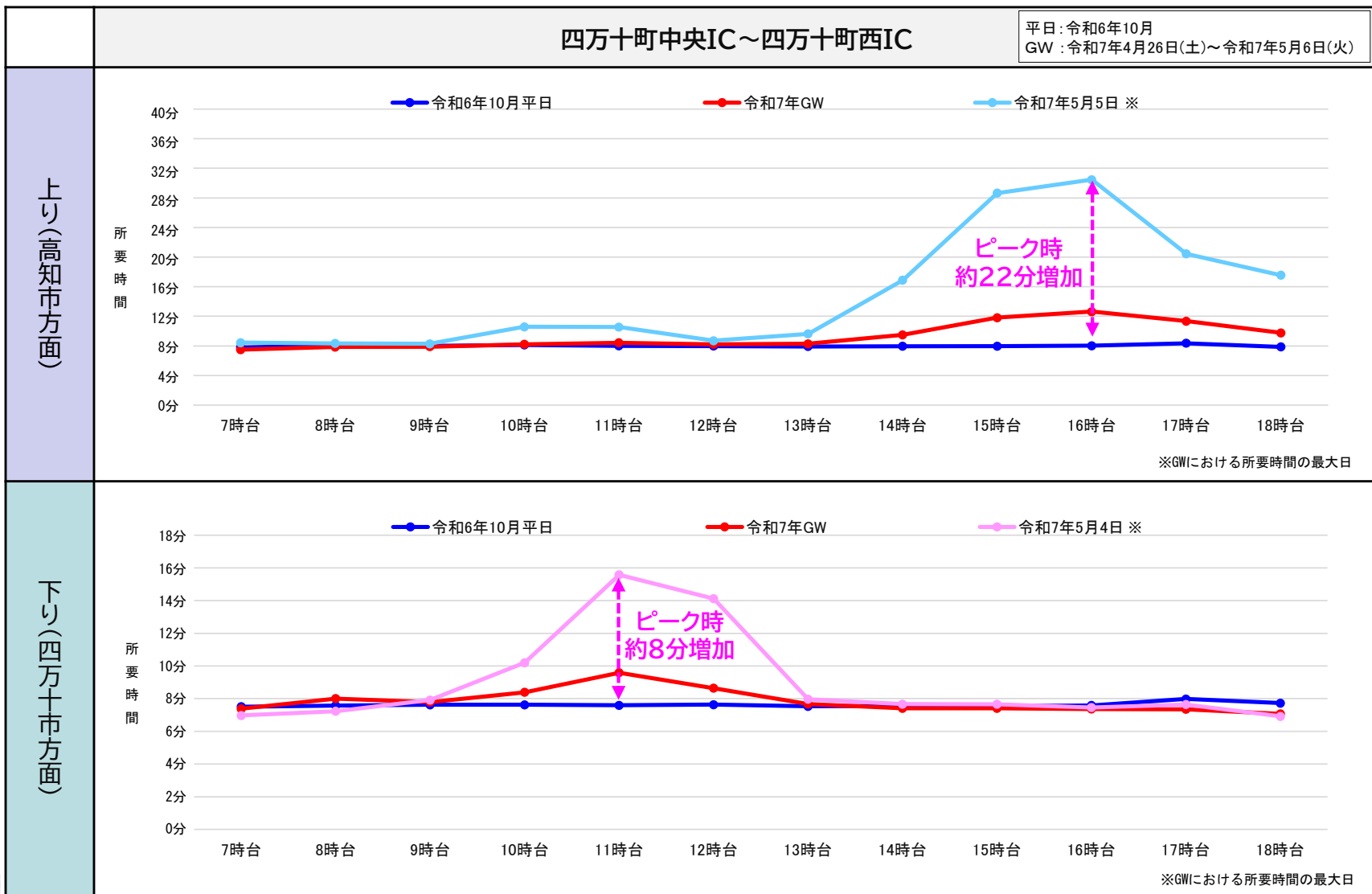
平日: 令和6年10月
 GW: 令和7年4月26日(土)~令和7年5月6日(火)

(3) 平均所要時間

- 上り(高知市方面)は5月5日の14時以降に所要時間増加がみられ、ピーク時は平日より約22分の増加である。
- 下り(四万十市方面)は5月4日の11~12時台に所要時間増加がみられ、ピーク時は平日より約8分の増加である。



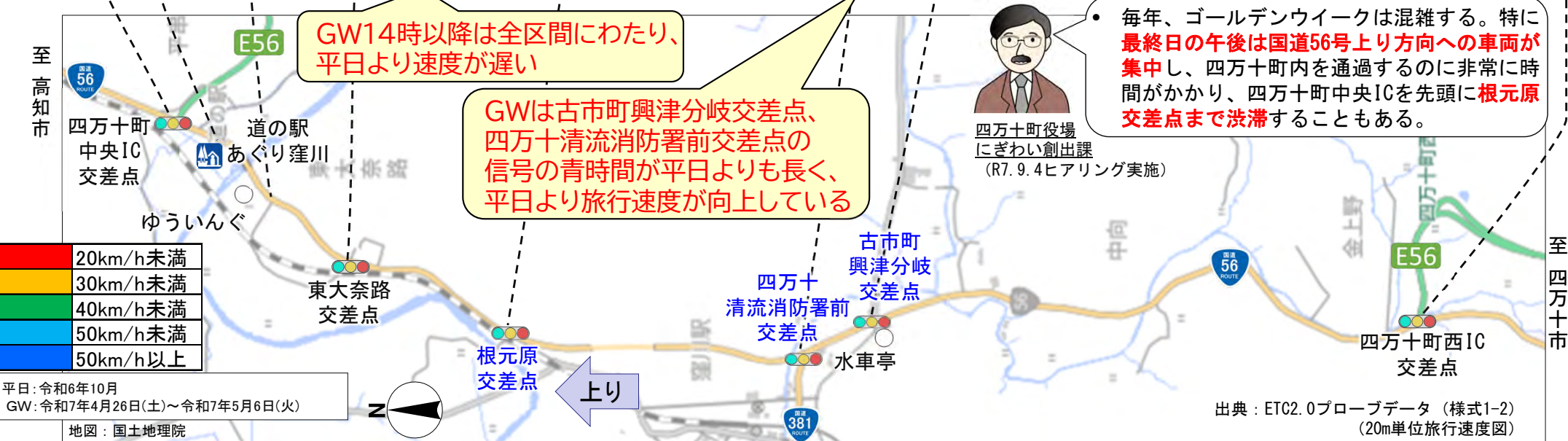
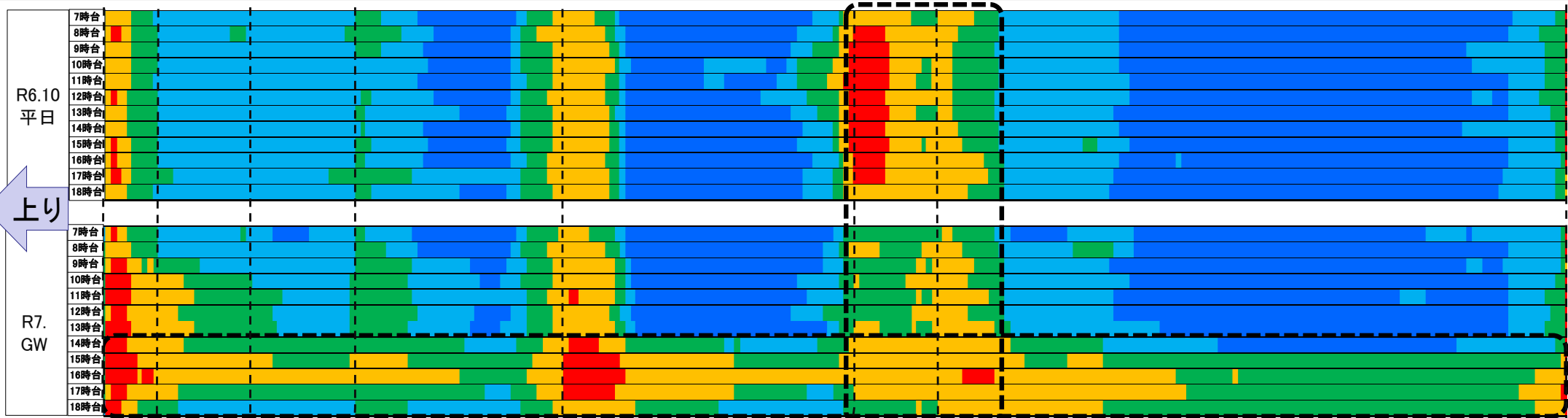
<凡例>
 混雑地域 所要時間が平日より1割以上増加した地域
 混雑区間 平日より1.5倍以上時間がかかる混雑区間
 出典:国土交通省報道発表資料
 (各地域の交通状況:見える化マップ)



出典:ETC2.0プローブデータ(様式2-2)

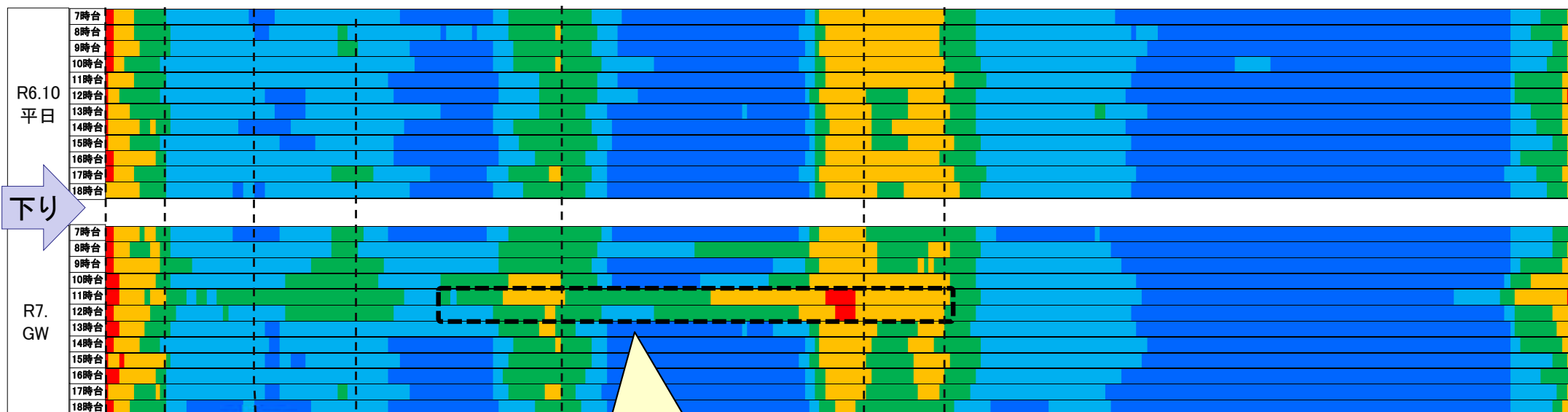
(4) 国道56号(上り) 四万十町西IC→四万十町中央IC間の旅行速度

- GWの14時以降は、平日と比べて区間全体で旅行速度が低い。
- 四万十清流消防署前、古市町興津分岐の各交差点における信号青時間について、GWは平日よりも長いため、旅行速度の向上がみられる。



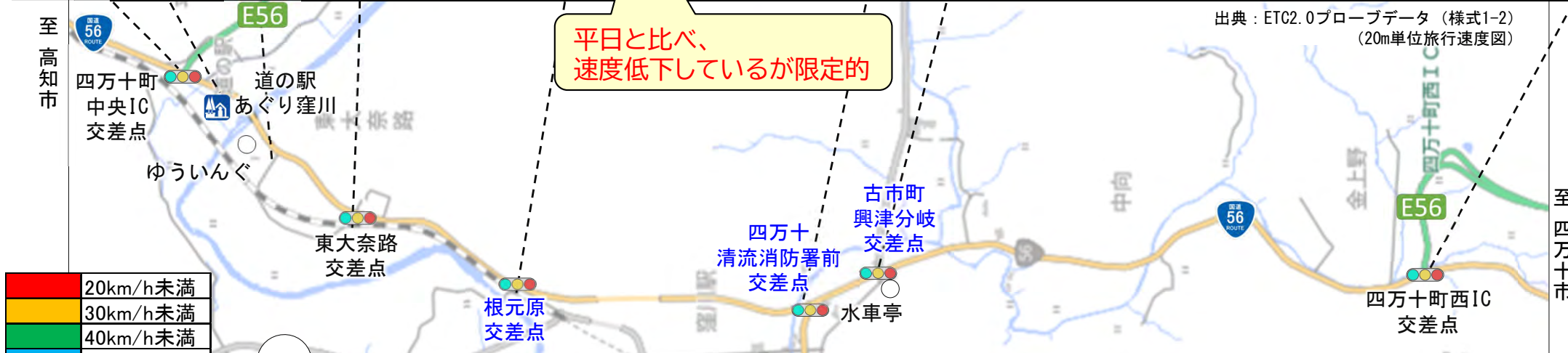
(5) 国道56号(下り) 四万十町中央IC→四万十町西IC間の旅行速度

- GWの11~12時台は、平日と比べて一部の区間で旅行速度が低い。
- 混雑時間帯及び混雑区間とも、上りほど旅行速度の低下はみられず限定的である。



平日と比べ、
速度低下しているが限定的

出典：ETC2.0プローブデータ(様式1-2)
(20m単位旅行速度図)



Red	20km/h未満
Orange	30km/h未満
Yellow	40km/h未満
Light Blue	50km/h未満
Dark Blue	50km/h以上

平日: 令和6年10月
GW: 令和7年4月26日(土)~令和7年5月6日(火)

- お盆、シルバーウィーク、年末年始には渋滞が確認されなかった。
- GW後半の上り線に着目し、R8GWにはカメラ映像を用いたさらなる分析を行い、GWに集中する要因の確認を進める予定。

災害時交通マネジメント

①高知県地域防災計画への位置づけ【再掲】

- 近年の激甚化・頻発化する災害に対し、発災後速やかに円滑な交通を確保するため、平時から交通マネジメントの構築が必要。
- 令和4年3月に、高知県地域防災計画に「災害時交通マネジメント検討会」を位置づけ、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うことを明記。

▼近年の主な災害で得られた教訓

- (1) 地震災害 熊本地震 (H28.4)
大阪北部地震 (H30.6)
北海道胆振東部地震 (H30.9)
- (2) 風水害 豪雨災害 (H30.7)
台風21号 (H30.9)
- (3) 雪害 豪雪 (H30.1、H30.2)

課題

- 道路及び周辺施設の損壊等による応急復旧作業等への支障
- 踏切の遮断による救急活動等への支障
- 通行規制・交通集中による渋滞発生と対策の遅れ**
- 特殊車両の通行許可審査の遅れ
- エネルギー障害による状況把握の遅れと通行止めの長期化等

教訓

- 多車線区間におけるジグザグ啓開により早期復旧が可能
- 耐震補強や無電柱化、踏切立体化の推進が重要
- 交通マネジメントによる渋滞対策が不可欠**
- 被災地に向かう特殊車両の通行許可審査に対する優先処理が必要
- 停電時に道の駅の非常用発電機が機能等

出典：道路の耐災害性強化に向けた提言(概要)【2019年7月9日】

▼高知県地域防災計画(一般対策編)P117抜粋

高知県地域防災計画
(一般対策編)

令和5年6月修正

高知県防災会議

(3)交通マネジメント

- 四国地方整備局**は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「**災害時交通マネジメント検討会**」を組織します。
- 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、**四国地方整備局に検討会の開催を要請**します。
- 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において、構成員間の相互協力を行います。
- 検討会の構成員は、**平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等**を行います。

▼近年の災害時交通マネジメント検討会の事例

名称	対象災害
広島・呉・東広島都市圏 災害時交通マネジメント検討会	平成30年7月 豪雨
福井県 災害時交通マネジメント検討会	令和4年8月 土砂災害
石川県 災害時交通マネジメント会議	令和6年1月 能登半島地震

- 当面は交通状況の把握において、活用可能なデータの種類やその取り扱い、広報方法等を検討予定。
- 渋滞対策検討部会においても災害時交通マネジメントの在り方等について継続的に議論を実施。
- まずできることとして、多くの方に災害時に必要な情報を提供する手段として、高知県の防災情報サイトと連携することを確認し、具体化な連携内容の議論を実施。

▼交通状況の把握において必要となるフェーズ

フェーズ	事前に共有・協議すべき事項
交通状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆トラカンやCCTVなど、自動的に計測されるデータの場所と種類の共有 ◆ETC2.0プローブデータの概要 ◆観測機器の保有状況 ◆人手観測が必要な箇所と観測主体 ◆データ収集フォーマット ◆その他、活用可能なデータの有無
対応検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆検討主体、体制(誰が検討するのか)の決定 ◆検討の際の条件、基準 ◆使用する車両、船舶の手配 ◆活用可能なルート
検討結果の合意	<ul style="list-style-type: none"> ◆協議対象、相互の連絡先
対策実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆費用の工面方法 ◆実施者の手配
周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ◆活用可能な広報媒体、実施主体 ◆広報における各種フォーマット ◆高知県の保有する防災情報発信媒体との連携

渋滞対策検討部会で継続的に議論
高知県の防災情報サイトとの連携を確認し
具体的な内容を議論

→これらの情報を事前に共有することで、災害発生時における交通の混乱を抑制し、円滑な交通確保を図る。

②高知県と連携した情報共有

- 災害後の交通混乱を抑制するため、交通ネットワーク復旧までの期間、“交通状況の情報”の確認を促すことが重要。
- “交通状況の情報”の提供を補完する取り組みとして、まずは高知県が提供する「こうち防災情報サイト」と国土交通省が提供する「防災ポータル」との連携を図り、利用者が“交通状況の情報”へスムーズにアクセスできるよう機能改修を提案。今後、必要に応じて更なるこうち防災情報サイトの機能改修や高知県防災アプリとの連携について検討予定。

▼こうち防災情報サイトの改修イメージ



【こうち防災情報サイトの概要】

主な目的	防災情報の提供
運用開始時期	平成13年4月～
閲覧数	約150万件/年間 ※令和6年度実績
主な保有機能	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報 ・気象情報、台風、地震情報 ・河川道路情報 ・土砂災害危険度情報 ・交通、ライフライン情報

▼災害時における必要情報

平時	災害発生～避難時	交通ネットワーク部分復旧～完全復旧
防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 ・災害情報 ・その他 防災情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行規制情報 ・公共交通情報 ・道路交通情報

幹線道路が寸断された場合、災害後の交通混乱を抑制するため、交通ネットワーク復旧までの期間、残された道路ネットワークを有効活用し、交通需要を適切に処理する災害時交通マネジメントが必要
 →「どの手段・経路で移動するべきか」の判断を支援する
 “交通状況の情報”の提供が必要

【高知県防災アプリ】

主な目的	防災情報の通知
運用開始時期	令和2年4月～
インストール数	約10万件 ※令和7年11月時点
主な保有機能	<ul style="list-style-type: none"> ・防災学習、防災クイズ ・雨量情報、河川・道路カメラ映像 ・防災マップ（避難所や避難場所、ハザードマップ）の表示 ・防災や国民保護情報のプッシュ通知 ・グループ登録、安否確認

